

まちの施設

名称	所在地	NTT(098)	有線
金武町役場	金武町字金武1	968-2111	8-2111
有線放送センター	金武町字金武1	968-2300	8-2300
総合保健福祉センター	金武町字金武1842	968-5932	8-5932
金武町地域包括支援センター	金武町字金武1842	968-5933	8-5933
教育委員会	金武町字金武7758	968-2991	8-2991
町立中央公民館	金武町字金武7758	968-2992	8-2992
町教育文化センター(町史・文化財)	金武町字金武4380	968-5277	8-5277
町立図書館	金武町字金武1827	968-5004	8-5004
町立体育館	金武町字金武7758	968-6990	8-3203
町立武道館	金武町字金武1832	968-6990	
町営プール	金武町字金武1830	968-7771	8-7771
金武町ベースボールスタジアム	金武町字金武11053	968-7005	7-3007
金武町フットボールセンター	金武町字金武10988-1	968-5855	
金武町陸上競技場	金武町字金武7758	968-6990	8-6990
金武町営庭球場	金武町字金武7758	968-7005	7-3007
金武こども園	金武町字金武491-1	968-5385	8-5385
嘉芸こども園	金武町字屋嘉1470-2	965-2182	5-2182
中川幼稚園	金武町字金武10154	968-6088	8-6088
金武小学校	金武町字金武549	968-2408	8-2408
中川小学校	金武町字金武10154	968-2103	8-2103
嘉芸小学校	金武町字屋嘉1470	964-2004	4-2104
金武中学校	金武町字金武3504	968-2106	8-2106

区事務所

金武公会堂	金武町字金武151	968-2108	8-2108
並里区事務所	金武町字金武714-1	968-2102	8-2102
中川区事務所	金武町字金武10543-1	968-2407	8-2407
伊芸区事務所	金武町字伊芸778-1	968-2147	8-2147
屋嘉区事務所	金武町字屋嘉360-1	964-2040	4-2040

その他の施設

金武郵便局	金武町字金武57-2	968-2601	8-2601
金武火葬場	金武町字金武6166	968-3237	8-3237
金武町商工会	金武町字金武4090-1	968-2491	8-2491
金武町社会福祉協議会	金武町字金武1842	968-3310	8-3310
身体障害者療護施設 松原園	金武町字金武4231	968-3961	8-3961
特別養護老人ホーム 光が丘	金武町字伊芸1292-1	968-4486	8-4486
介護老人保健施設 信愛の丘	金武町字屋嘉2724	965-6655	5-6655
地域子育て支援センター 歩っ歩(ぽっぽ)	金武町字金武1835-1	968-4686	8-4686
金武地区消防	金武町字金武7745	968-2020	8-2020



INDEX

金武町ガイド 10

消防・救急・防災 18

届け出・証明 22

税金 27

国保・年金・後期高齢者医療 31

健康づくり 38

児童福祉・保育 41

福祉 46

住みよい生活環境 56

教育・文化・スポーツ 67

議会・選挙 74

金武町役場へのお問い合わせはこちら

〒904-1292
 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地
 TEL.098-968-2111(代表)
 FAX.098-968-2475
<https://www.town.kin.okinawa.jp/>

2020年版 金武町ガイドブック 町民便利帳

KIN TOWN GUIDE BOOK

きんちょう
 金武町

2020年版 ガイドブック

町民便利帳

金武町ガイド
 わが町の情報満載

行政ガイド
 手続き・福祉など



金武町マスコット タムくん

KIN TOWN GUIDE BOOK



町長からのごあいさつ



町民の皆さまには、日頃より町政運営に対して、深いご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

この度、「金武町ガイドブック町民便利帳」が、多くの皆さまのご協力により発行できましたことを大変うれしく思っております。

本誌には、町のサービスや各種手続きをはじめ、防災や子育てなど、町民の皆さまへ日々の暮らしに役立つ情報のほか、本町の魅力を再発見していただくための地域情報などを掲載しております。ご家庭でお手元においてご活用いただければ幸いです。

金武町長 なかま はじめ
仲間 一



ご利用にあたって



3パターンの検索方法

ですぐに見つかる！

本誌は、知りたい情報がすぐに見つかるように、3パターンの検索機能をご用意しました。シチュエーションに合わせてご活用ください。

1. ジャンルから検索 ▶

表紙記載のINDEX、
P2 ジャンル別INDEX

2. ライフステージごとの
必要な手続きを検索 ▶

P4 ライフサイクルINDEX

3. キーワードからピンポイント検索 ▶

P6 五十音順索引INDEX

本誌に掲載されている情報は令和2年3月現在でまとめたものです。内容に変更が生じる場合もありますのでご注意ください。内容についてのお問い合わせは次のところをお願いします。

行政情報について

掲載されている内容についてお問い合わせ先が分からないときは

金武町役場 ▶ ☎098-968-2111

ホームページ ▶ <https://www.town.kin.okinawa.jp/>

(他団体の情報は記載されているお問い合わせ先へ)

金武町

ガイドブック

町民便利帳

INDEX

町長からのごあいさつ
 ご利用にあたって 1
 ジャンル別 INDEX 2
 ライフサイクル INDEX 4
 五十音順索引 INDEX 6

金武町ガイド 10

金武町のプロフィール 10
 金武町のスポーツ施設 12
 金武町の主なイベント一覧 13
 各庁舎等の案内 14
 相談案内 16
 こんなときにもらえる給付金・
 利用できるサービス 17

消防・救急・防災 18

災害が発生したら 18
 ▶ 避難時の3つの情報 18
 消防・救急・防災 19
 ▶ 火災のとき 19
 ▶ 救急のとき 19
 ▶ 災害が発生したら 19
 防災マップ 20
 ▶ 津波シミュレーション結果について 20

届け出・証明 22

届け出 22
 ▶ 戸籍の届け出 22
 ▶ 住所異動の届け出 24
 ▶ 印鑑登録に関する手続き 25
 ▶ 各種証明書 26

税金 27

町税のしくみ 27
 ▶ 町税 27
 税金に関する届け出 29
 町税の納期等 29

国保・年金・後期高齢者医療 31

国民健康保険 31
 ▶ 届け出が必要なとき 31
 ▶ 国民健康保険税の算定・納期 33
 国民年金 34
 ▶ 納付義務と免除について 34
 ▶ 老齢基礎年金について 35
 後期高齢者医療 36

健康づくり 38

母子保健 38
 ▶ 産前について 38
 ▶ 産後について 39
 成人保健 40
 ▶ 成人保健の事業内容 40

児童福祉・保育 41

児童福祉 41
 ▶ 児童福祉事業 41
 保育 42
 ▶ 保育事業 42
 予防接種事業 44

福祉 46

母子・父子家庭の方へ 46
 ▶ 母子・父子家庭への支援 46
 障がいをお持ちの方へ 47
 ▶ 各種支援・サービスについて 47
 ▶ 各種手帳について 48
 ▶ 生活保護 49
 高齢者の方へ 50
 ▶ 祝金支給事業 50
 ▶ 高齢者の生活支援・サービス 50
 ▶ その他支援事業 51
 介護保険 52
 ▶ 介護保険サービスの利用 52
 ▶ 地域支援事業 55

住みよい生活環境 56

住まいと暮らし 56
 ▶ 建築物等について 56
 ▶ 上下水道料金について 59
 ▶ 上水道について 59
 ▶ 下水道について 60
 ▶ 公共物について 60
 ▶ 農林関連について 62
 ▶ お墓・埋葬関連 63
 環境・衛生 64
 ▶ ごみ・衛生について 64
 ▶ 動物・その他公害について 65
 広報・公聴 66
 ▶ 広報・公聴 66

教育・文化・スポーツ 67

教育・援助 67
 ▶ 教育 67
 ▶ 援助 67
 人材育成・交流 68
 生涯学習 69
 金武町指定文化財 70
 社会教育施設 72

議会・選挙 74

議会 74
 選挙 74



金武町 ライフサイクル INDEX



生活

- 16 各種相談
- 59 上水道
- 60 下水道
- 61 町営住宅
- 64 ごみの出し方



誕生

- 22 出生届
- 31 国民健康保険
- 38 母子健康手帳
- 38 妊婦健康診査
- 41 児童手当等



育児

- 39 乳幼児健康診査
- 41 児童福祉事業
- 42 こども園等運営事業
- 44 予防接種事業



教育

- 67 小・中学校
- 67 援助制度
- 68 人材育成・交流



成人

- 31 国民健康保険
- 34 国民年金



結婚

- 22 婚姻届



老後

- 35 老齢基礎年金
- 36 後期高齢者医療
- 50 高齢者福祉
- 52 介護保険

こんなとき
どうするの？

このマークの
場合には
町役場に届け
出てください。

赤ちゃんが
生まれたら

出生届 22
生まれた日から14日以内
に届け出

緊急時

18 消防・救急・防災
20 防災マップ

引っ越して
きたら

転入届 24
金武町に住み始めた日か
ら14日以内に届け出

町外へ引っ越
して行くとき

転出届 24
転出前、転出してから14
日以内に届け出

町内で住まい
が変わったら

転居届 24
新居に住み始めた日から
14日以内に届け出

必要な方

印鑑登録 25

結婚するとき

婚姻届 22
届け出た日から有効

親族が
亡くなったら

死亡届 23
死亡の事実を知った日か
ら7日以内に届け出

健康

40 健康・栄養相談

金武町の情報はここからキャッチしよう

金武町ホームページ

各種手続きの方法や、施設案内、イベント情報が分かる金武町公式のホームページです。申請書のダウンロードもできます。パソコン版・スマートフォン版があります。

<https://www.town.kin.okinawa.jp/>

広報金武

町の施策や子育て情報、イベント情報が盛りだくさんです。月に1回発行し、全世帯に配布しています。

金武町公式 Facebook

金武町より配信されるイベント情報や町の活動、不審者・犯罪情報、防災情報の一部、及び気象・地震情報等をFacebook(フェイスブック)に投稿します。

金武町公式 LINE @

LINE @アプリで金武町公式アカウントを「友だちに追加」すると、町のイベント情報や各種行政サービスのご案内、災害時の緊急情報等をお知らせします。金武町からの投稿は「プッシュ通知」で配信され、リアルタイムで確認できます。

金武町では町民の皆さまに有益な情報をスピーディーに、かつ正確にお伝えするため、さまざまなメディアを用いています。ぜひ、アクセスしてご利用ください。

金武町

五十音順索引

INDEX

あ 22

赤ちゃんが生まれたとき

い 50

生きがい活動支援通所事業

育英会学資貸与

犬の登録・狂犬病予防注射

印鑑の登録

印鑑登録証明書

え 38

栄養強化事業

お 46

沖縄県景観形成条例に基づく

大規模行為の届け出

親子で遊ぼう教室

か 74

会議録

街灯管理

介護サービスの種類

介護保険料

介護予防・日常生活支援総合事業

家族介護慰労金支給事業

火葬場

家庭の水道工事(給水装置の新設・改造等)

仮ナンバー

き 75

期日前投票と郵便投票(不在者投票)

救急搬送証明

救急法の講習

行政懇談会

緊急通報システム

金武町から町外に引っ越すとき

金武町フットボールセンター

金武町ふるさと創生事業

金武町ベースボールスタジアム

金武町営プール

金武町営庭球場

金武町中央公民館

金武町内地区

金武町役場庁舎 案内図

金武町陸上競技場

金武町立図書館

金武町立体育館

金武町立中央公民館・教育委員会 案内図

金武町立武道館

け 50

敬老祝金支給事業

軽自動車税

軽度生活援助事業

下水道について

結婚するとき

健康・栄養相談

健康教育事業

健康診査事業

建築確認・工事届の申請について

検察審査会と検察審査委員の選定

こ 60

公園内の占有

公害で困ったとき

高額療養費

後期高齢者医療保険

子牛生産奨励補助金交付

交通災害共済加入

交通事故等にあったとき

広報金武の発行

高齢者インフルエンザ予防接種

高齢者祝金等支給事業

高齢者等いきいき住宅改造費助成事業

国保に入るとき

国保をやめるとき

国民健康保険税の算定

国民健康保険税の支払い方法

国民健康保険税の納期限

個人町民税

固定資産税

こども園等運営事業

ごみの正しい出し方

こんなとき届け出を

さ 75

在外選挙

し 34

資格取得の届け出

事業の開始、変更、廃止等のとき

死産したとき

思春期保健体験学習

児童手当給付

児童扶養手当

し尿処理の汲み取り

死亡したとき

自立支援医療

主要農作物植付け奨励補助

種畜購入補助金交付

就学援助費

重度心身障害者(児)医療費助成

出産育児一時金

小・中学校の転校

小・中学校への入学

障がい児自立支援福祉サービス事業

障害福祉サービス

浄化槽の維持管理

上水道のトラブル

食の自立支援事業

寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業

新すこやか保育事業

身体障害者手帳



金武町 五十音順索引 INDEX

せ

- 成年後見制度利用支援事業 51
- 世帯を合併したとき 24
- 世帯を分離したとき 24
- 世帯主が変わるとき(死亡等) 24
- 生活保護制度について 49
- 請願と陳情 74
- 生産器具及び施設資材購入補助 62
- 精神保健福祉手帳 49
- 選挙権 74
- 選挙人名簿の閲覧 75
- 選挙人名簿の登録 74

そ

- 総合保健福祉センター 案内図 15
- 葬祭費 32
- 相談案内 16

た

- 代理投票と点字投票 75

ち

- 地域包括支援センター 51
- 町の農業集落排水(下水道) 60
- 町営住宅 61
- 町外から金武町に引っ越したとき 24

て

- 転居のとき 59

と

- 登録内容の変更 59
- 特別保育事業 43

に

- 入居時の給水申し込み 59
- 乳幼児医療費助成事業 41
- 乳幼児健康診査 39
- 任意事業 55
- 妊娠の届け出と母子健康手帳の交付 38
- 妊婦健康診査 38

の

- 納税管理人の申告 29
- 農地のきまり 62



- 農地の転用 62
- 農地の利用権の設定等事業 63
- 農薬購入補助 62

は

- 発刊資料の紹介 69
- 歯っぴい健診(歯科衛生教育) 39
- パパママ学級 38
- ハブ・野犬の捕獲 65

ひ

- 火入れの届け出 19
- 被選挙権 74
- 肥料購入補助 62
- ひよこ教室 39

ふ

- 不妊治療及び不育治療費等助成事業 38
- 不発弾について 19

ほ

- 包括的支援事業 55
- 防災マップ 20
- 法人町民税 27
- 放置自動車 65
- 訪問指導 39
- 保険料の納付義務 34
- 保険料の免除 35
- 墓地霊園 63
- 母子及び父子家庭等医療費助成事業 46
- 本籍を移すとき 22

ま

- 埋蔵文化財の照会について 71

み

- 未登記家屋名義変更 29

め

- 減失届 29

ゆ

- 有線放送電話 66

よ

- 養子縁組をするとき 23
- 幼稚園保育料の減免 67
- 予防接種事業 44

り

- 離婚するとき 22
- り災証明書の発行 19
- 離乳食実習 39
- 利用者負担の軽減 54
- 療育手帳 49
- 療養費の支給 31

ろ

- 老人福祉医療助成事業(オムツ助成) 50
- 老齢基礎年金の給付と請求 35
- 老齢基礎年金の受給資格期間 35

金武町のプロフィール

金武町は、沖縄本島のほぼ中央に位置し、北東には宜野座村、北西に恩納村、南西はうるま市石川と接し、南東は太平洋につながる金武湾に面した風光明媚なところで、県下では沖縄海外移民の先駆を成した町として知られています。また、県内有数の水所で、湧水が各所にあります。中でも、金武区・並里区は地下水が豊富で、その湧水は田芋の栽培など農業用水として利用されています。



位置・面積

位置 北緯26度27分
東経127度56分
面積 37.57平方キロメートル

人口・世帯数

2020年1月末現在



町花 サクラ

金武小学校をはじめ、各家庭の庭先等に多く植樹され、町内で最も広く分布している花ということから、金武町を象徴する花として制定されています。



町木 クバ

琉歌「金武節」に詠まれ、金武中学校校歌の一節にもあり、また町民に親しまれて広く町内に分布していることから、金武町を象徴する木として制定されています。

金武町の自然

水の豊かな町



金武町は、県下でも水所として有名で各所に湧水があります。特に金武区・並里区の台地には、琉球石灰岩が広大に分布するため、地下水が豊富で、金武大川や慶武田川等の井泉が多くあります。

現在、新おきなわ観光名所100選に選考された金武大川は、観光客の絶えることがありません。また、その湧水は、農業用水として利用され、町特産のターム(田芋)の栽培に欠かせないものとなっています。

亜熱帯の海と緑



沖縄本島中央から太平洋に向かって伸びる金武岬は、景観にも優れ、昔から町民の憩いの場所となっていました。

また、東側は、魚釣りや潮干狩りができるため、マリンレジャーに最適な場所となっています。億首川は、中央の河道を挟む様に両岸にオヒルギ・メヒルギ等のマングローブが生い茂っており、野鳥・魚・カニ・エビ・貝等の棲みかとなり、人々に、釣りやバードウォッチング等の自然とのふれあいを与えています。

金武町の特産品



金武町の特産品として県内外に広く知られているのが「タコライス」です。沖縄県民のソウルフードともいべきタコライスは1984年に金武町の「パーラー千里」で生まれました。農産物では、沖縄の行事料理に欠かせない田芋の生産地として知られ、栽培だけでなく田芋パイ等の加工食品も数多く作られています。また金武町内には豊かな水を生かした泡盛の酒造所が2カ所あり、味わい深い伝統の味を今に伝えています。



金武町の歴史



17世紀中ごろ、現在の金武町と宜野座村をあわせた範囲は金武間切と呼ばれ、明治時代には、廃藩置県を経て「金武村」という名称になります。明治から大正時代の金武村は、「沖縄海外移民の父」と呼ばれる當山久三に代表されるように、海外移民の先駆けをなした地域でもありました。第二次世界大戦後は1950年に勃発した朝鮮戦争の戦略拠点として、村にキャンプ・ハンセンが建設されます。復帰後の1980年には、町制施行により「金武町」が誕生しました。



スポーツコンベンション



金武町では、近年、新設されたフットボールセンターやベースボールスタジアム、改良・改築された陸上競技場等を核としたスポーツコンベンションの取り組みが活発です。

金武町重点プロジェクト



- ①ギンバル訓練場跡地周辺の活性化の推進
- ②町内雇用の創出
- ③人材育成の推進
- ④金武町複合庁舎(仮称)整備の推進

金武町のスポーツ施設

町民が利用でき、国内外からプロスポーツ選手も集まる金武町の充実したスポーツコンベンション。



金武町ベースボールスタジアム
☎098-968-7005
開閉 火～土 8:30～22:00
時間 日・祝 8:30～19:00



金武町フットボールセンター
☎098-968-5855
開閉 火～土 8:30～22:00
時間 日・祝 8:30～17:00



金武町立体育館
☎098-968-6990
開閉 火～土 8:30～22:00
時間 日・祝 8:30～17:00



金武町陸上競技場
☎098-968-6990
開閉 火～土 8:30～22:00
時間 日・祝 8:30～17:00



金武町営プール
☎098-968-7771
開閉 火～土 10:00～21:00
時間 日・祝 10:00～19:00



金武町庭球場
☎098-968-7005
開閉 火～土 8:30～22:00
時間 日・祝 8:30～17:00



金武町立武道館
☎098-968-6990
開閉 火～土 8:30～22:00
時間 日・祝 8:30～17:00

-
 金武町バス停リスト
 - 1
 小浜
- 2
 塩先原
- 3
 屋嘉入口
- 4
 屋嘉
- 5
 屋嘉ビーチ前
- 6
 嘉芸小学校前
- 7
 屋嘉第二団地入口
- 8
 嘉芸荘前
- 9
 伊芸入口
- 10
 伊芸
- 11
 平田原
- ※
 金武IC(高速)
- 12
 渡慶頭
- 13
 浜田
- 14
 金武入口
- 15
 金武
- 16
 金武農協前
- 17
 金武小学校入口
- 18
 金武町役場前
- 19
 喜瀬武原入口
- 20
 銀原
- 21
 中川
- 22
 城原(宜野座)



金武町の主なイベント一覧

自然体験を中心に金武町を代表する伝統的なお祭りまで、行われるイベントはさまざま。もっと金武町を知ってみよう。

■スポーツキャンプ(野球・サッカー)

日時/1～3月

■金武町たんぼフェスタ

日時/5月初旬 場所/ネイチャーみらい館

■金武ダムまつり

日時/7月下旬 場所/金武ダム

■金武町青年エイサーまつり

日時/7月下旬 場所/金武ダム

■金武町まつり

日時/10月中旬 場所/金武地区公園

■金武町民俗芸能祭

日時/11月上旬 場所/金武町立中央公民館

■ぬちぐすい・まーさむんフェア

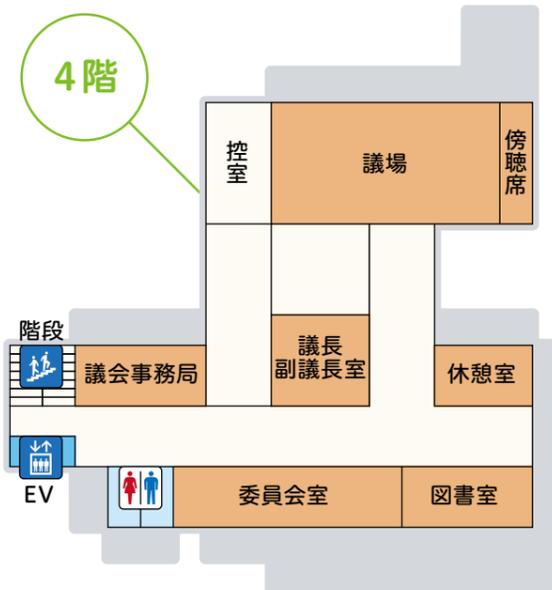
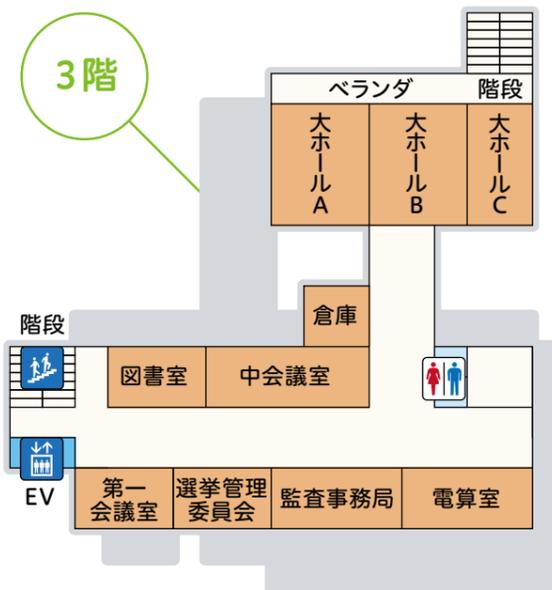
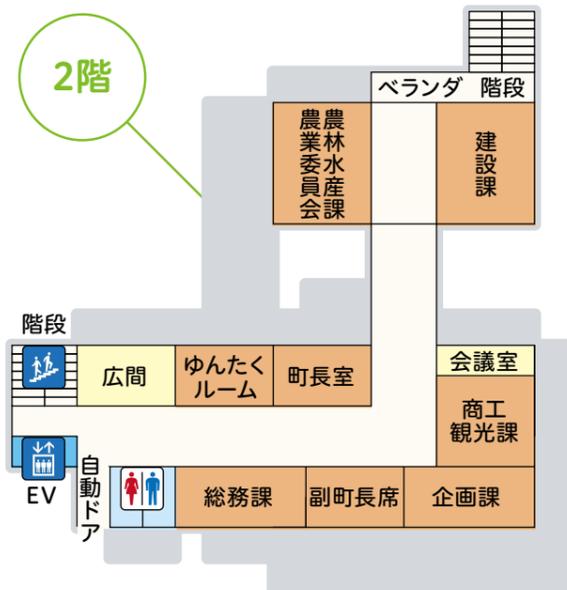
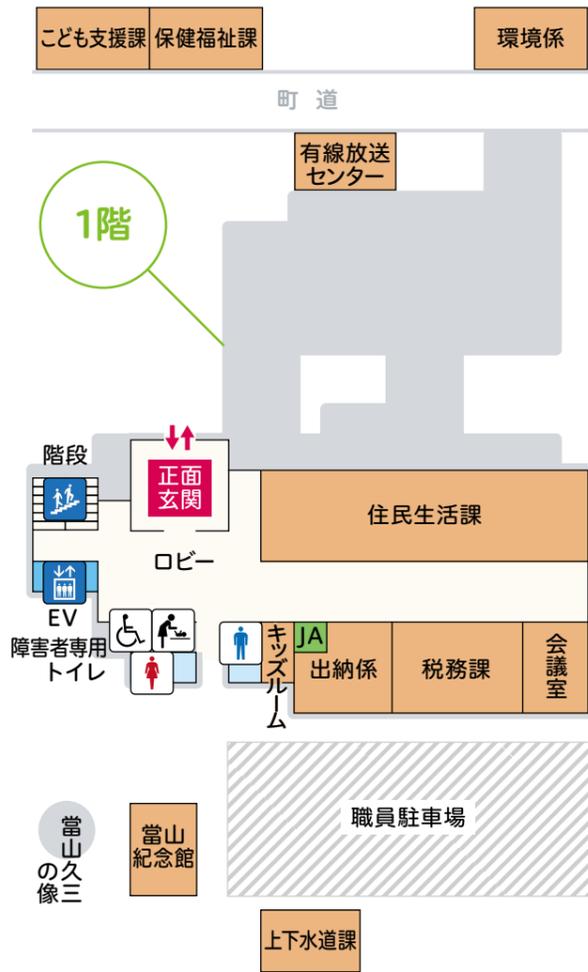
日時/12月初旬 場所/金武町立体育館、他

※上記以外にも町内ではさまざまなイベントを予定しております。

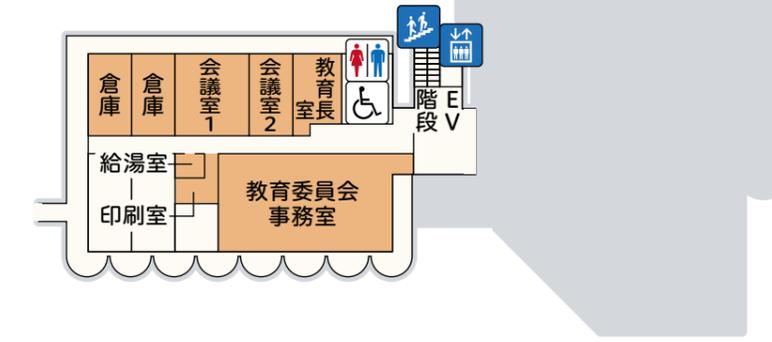


各庁舎等の案内

金武町役場庁舎 案内図



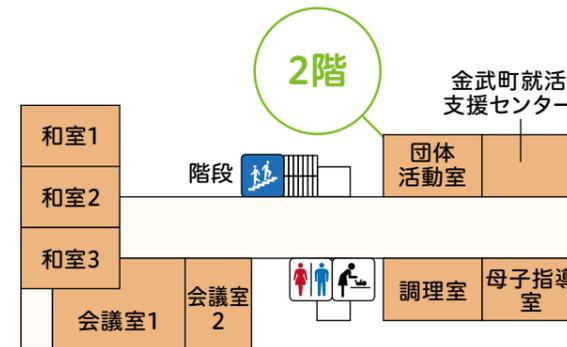
金武町立中央公民館・教育委員会 案内図



総合保健福祉センター 案内図



総合保健福祉センター 位置図



相談案内

相談項目	相談内容	相談員	備考
人権相談	名誉、人権、体罰、信用、子どものいじめ等	宮里 輝光 安富祖 朝正 仲間 忠次郎 法務局職員	〈年2回/春・秋〉 住民生活課 環境係 ☎968-2460 ☎0980-52-2729
行政相談	役場の仕事への要望等	宜野座 泰子	〈年2回/春・秋〉 総務課 行政係 ☎968-2111
心配ごと相談	生活保護、老人、児童、生徒、母子・父子等の日常生活の悩み	金武町社会福祉協議会	〈年2回/春・秋〉 ☎968-3310
身体・知的障がい者相談	身体の不自由な方の悩み	元山 満寿美	〈年2回/春・秋〉 保健福祉課 社会福祉係 ☎968-3559
法律相談	土地、家屋、相続、サラ金等の金融貸借等法律全般	中野 清光 弁護士 長谷川 徹也 弁護士	〈年6回〉 総務課 行政係 ☎968-2111
教育相談	心因性による登校拒否児童生徒の適応相談	金武町教育委員会 (学校教育課)	☎968-2991 月～金曜日 8:30～12:00
起業や経理、金融関係の相談	地域に密着した総合経済団体で、創業・申告・経理・金融・販路開拓ほか、経営全般に関する経営支援相談窓口	金武町商工会 金武町商工観光課	☎968-2491 ☎968-3236
町内イベントに関する相談	観光イベント等の観光に関する問い合わせ窓口	金武町観光協会 金武町商工観光課	☎968-5674 ☎968-3236
求職に関する相談	町内や町近郊でのお仕事探しやキャリアアップ等の相談窓口	金武町就活支援センター 金武町商工観光課	☎968-3751 ☎968-3236
農業に関する相談	新規就農や農業支援に関する相談、農地の相談窓口	金武町農林水産課 農業委員会	☎968-2645 ☎968-4717
上下水道に関する相談	給水装置の新設・改造等、水道料金についての相談窓口、下水道についての相談窓口	金武町上下水道課	☎968-3950
戸籍に関する相談	結婚・離婚に伴う手続き、養子縁組の相談、印鑑登録等の相談窓口	金武町住民生活課	☎968-3557
税金に関する相談	確定申告、税金の減額措置に関する相談窓口	金武町税務課	☎968-2112
子どもに関する相談	虐待や子どもの貧困等に関する子どもの相談全般	金武町子ども家庭総合支援拠点(総合保健福祉センター内)	☎968-3023

こんなときにももらえる給付金・利用できるサービス

金武町では、町民の皆さまに健康で豊かな暮らしを送っていただけるようにさまざまな給付金やサービスを行っています。ぜひご活用ください。

▼こども支援課 児童福祉	母子・父子家庭等医療費助成	母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成します。 ▶対象年齢:児童が18歳に達した日の属する年度の末日まで
	放課後児童健全育成(学童)	子ども達に放課後の居場所を提供し、共働き世帯等の就労支援を図るため各地区公民館と連携を図ります。 ▶利用料:保育料3,000円、おやつ代1,000円
	一時保育	保育所に入所しない乳幼児を抱える保護者の緊急又は私的理由により一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス。
	粉ミルクの支給	妊産婦の健康維持や乳児成長に寄与する目的で粉ミルクが支給されます。 ▶対象者:生活保護世帯、町民税非課税世帯及び所得税非課税世帯で、医師により栄養強化が必要とされた妊産婦と乳児
	金武町子育て激励金(1歳以上2歳未満が対象)	子育て激励金の支給額は赤ちゃん一人につき10万円です。 ▶対象者:金武町に居住し、町が実施する乳児健診を受けている子の保護者
	金武町虫歯予防奨励金	虫歯予防奨励金の支給額は、一人につき3万円です。 ▶対象者:金武町が実施する3歳児健診又は、小学1年生の学校健診において「虫歯がない」と診断された子の保護者(他条件あり)
障がい者福祉 ▼保健福祉課	日常生活用具給付	障がい者の方が、自立した日常生活を支援する用具の給付又はレンタルを行います。
	障害者自動車免許取得、改造助成	自動車運転免許の取得等に要する費用の一部を助成(上限10万円)し、障がい者の就労等、社会活動への参加を促進します。
	困窮世帯有線放送電話使用料等給付	生活保護受給者・一人暮らしの高齢者又は高齢者世帯・障害者年金受給者に有線放送電話の使用料・設置料を扶助します。
	金武町障がい児自立支援福祉サービス費給付等助成事業	障がい児自立支援福祉サービス給付等の決定に関し、児童と保護者が安心して自立訓練できるよう費用負担軽減を図ることを目的とし、一割負担分を助成します。
	高齢者生きがい活動支援	おおむね65歳以上で介護保険対象外の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、高齢者を対象に健康給食サービス、入浴サービス等を行います。
	軽度生活援助	介護保険対象外で65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯にホームヘルパーを派遣し、日常生活の援助を行います。
高齢者福祉	寝具類洗濯乾燥消毒サービス	おおむね65歳以上で介護保険対象外の一人暮らし高齢者のみの世帯、身体障がい者で老衰、心身の障がい及び病気等の理由により寝具類の衛生管理が困難な方に対して、寝具類の洗濯等を行います。
	食の自立支援事業	65歳以上の高齢者世帯等を対象に調理が困難な者へ食事を配達し、安否確認を行います。
	高齢者通院支援サービス	おおむね65歳以上の在宅高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、自宅と医療機関との間を送迎します。
	敬老祝金支給	高齢者の長寿を祝い、敬老の意を表して敬老の日現在満70歳以上の高齢者に祝金を支給します。
	高齢者祝金	高齢者の長寿を祝い、長年の功労をたたえるため、トーチカ(米寿)、カジマヤー、100歳以上の高齢者に祝金や記念品を贈呈します。
老人福祉医療助成金支給(オムツ代助成)	おおむね65歳以上の寝たきり及び認知症の高齢者の方で、オムツの使用が必要と認められる状態が6カ月以上継続している方にオムツ代を助成します。月5,000円 年2回	

消防・救急・防災

災害が発生したら

大きな災害が発生したら、一瞬の判断が生死を分けることがあります。災害時でも「あわてず、落ち着いて」行動するために、以下の行動ポイントを確認しましょう。



津波 土砂災害 高潮
が発生したら

立ち退き避難

指定緊急避難場所や高台等の安全な場所に移動すること



暴風 竜巻 浸水など
が発生したら

屋内安全確保

安全な建物の中に留まること、又は浸水等から安全を確保できる屋内の2階以上の場所に留まること

避難時の3つの情報

災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、避難に関する**3種類の情報**【避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)】が町から発令されます。これらの情報が発表されたら、次のような行動を取ってください。

避難準備情報・高齢者等避難開始

- ① 気象情報に注意を払い、**避難勧告に備えて**ください。
- ② 立ち退き避難が必要と判断する場合は、**非常持出し品などの準備**を始めてください。
- ③ 避難に時間がかかる高齢者や障がい者等「災害時要配慮者」は、**立ち退き避難を開始**してください。

低い

避難勧告

- ①【避難開始】**立ち退き避難を開始**してください。

緊急度

避難指示(緊急)

- ①【避難開始】避難勧告が発令されたタイミングで**立ち退き避難をしそびれた方は、立ち退き避難を開始**してください。
- ②【屋内安全確保】土砂災害等すでに災害が発生しており、安全な立ち退き避難ができない方は、**屋内安全確保**をしてください。

高い

(注意事項)▽津波災害の場合は、避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、避難指示(緊急)のみを発令します。
▽強い揺れや、長く続くゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波災害の危険があります。情報の発表や避難指示の発令を待たずに、各人が自主的かつすみやかに避難行動を取ってください。
▽土砂災害に関して避難勧告が発令された場合、その時点ですでに大雨となっており、立ち退き避難が困難と判断される場合は、屋内上階の山やがけの反対側に待避してください。

消防・救急・防災

火災のとき

▶ 沖縄県消防指令センター ☎ 119 ▶ 金武地区消防衛生組合 [有線]119

①早く知らせる

どんな小さな火災でも発見したら、**すぐに大声で家族や近所に知らせ協力**を求めます。そして、「**119番**」に電話し、**落ち着いて火災発生場所の位置と目標、状況を正確に伝え**ましょう。



②早く消す

どんなに大きな火災でも、発見した当初は**消火器**で十分に消すことのできる程度である場合が多いものです。消火器やホース、水バケツ等で**初期消火に努め**ましょう。



り災証明書の発行

▶ 金武地区消防衛生組合本部 予防課 ☎ 968-5166 [有線]7-2000

火災等で家が焼けたりして「り災証明」が必要な場合は、印鑑を用意して金武地区消防本部で予防課申請してください。

火入れの届け出

▶ 金武地区消防衛生組合本部 消防署 ☎ 968-2440 [有線]7-2001

火災とまぎらわしい火や煙を発生させるときは、あらかじめ消防署へ届け出てください。

救急のとき

▶ 沖縄県消防指令センター ☎ 119 ▶ 金武地区消防衛生組合 [有線]119

救急車は、重傷者や重病人を一刻も早く病院へ運ぶためのものです。軽いけがでタクシー代わりに呼ばないように、正しい救急車の利用を心掛けましょう。

〈救急車の呼び方〉

「**救急です。〇〇区〇〇番地の〇〇(氏名)です。**」
※建物の名称又は最も近くの目標を言う。
※誰がどうしたのか、内容を具体的に、見たままの状況を簡単に話す。

救急法の講習

▶ 金武地区消防衛生組合本部 消防署 ☎ 968-2440 [有線]7-2001

家庭での病気、交通事故、水難事故等の場合、現場に居合わせた人による適切な応急手当を行うことが大切です。応急手当の知識・技術を習得したいときは、消防署へご連絡ください。

救急搬送証明

▶ 金武地区消防衛生組合本部 警防課 ☎ 968-2020 [有線]8-2020

救急車による「搬送証明」が必要な場合は、印鑑を用意して金武地区消防衛生組合本部へお越しください。

災害が発生したら

▶ 総務課 行政係 ☎ 968-2111 [有線]8-2111

台風や大雨等で被害を受けたり、がけ崩れ、地すべり等が発生する恐れのある場所がありましたら防災担当係までご連絡ください。

交通災害共済加入

▶ 総務課 行政係 ☎ 968-2111 [有線]8-2111

年間一人につき500円の掛金を出して、万が一交通事故に遭ってけがをした場合申請すると、けがの内容によって、1万円～100万円までの見舞金が支給されます。加入できるのは、本町に住民登録されている方です。共済加入及び見舞金等の手続きについては各指定の用紙で、町役場の総務課窓口にて申請してください。車輛の増加により、交通事故が多発しています。万が一の事故に備えて、交通災害共済に加入しましょう。

不発弾について

▶ 総務課 行政係 ☎ 968-2111 [有線]8-2111
▶ 石川警察署 ☎ 964-4110

不発弾を発見したら速やかに、役場総務課、石川警察署へご連絡ください。又、爆弾や、砲弾等が埋められた場所について情報をお持ちの方は、役場総務課又は石川警察署までご連絡ください。

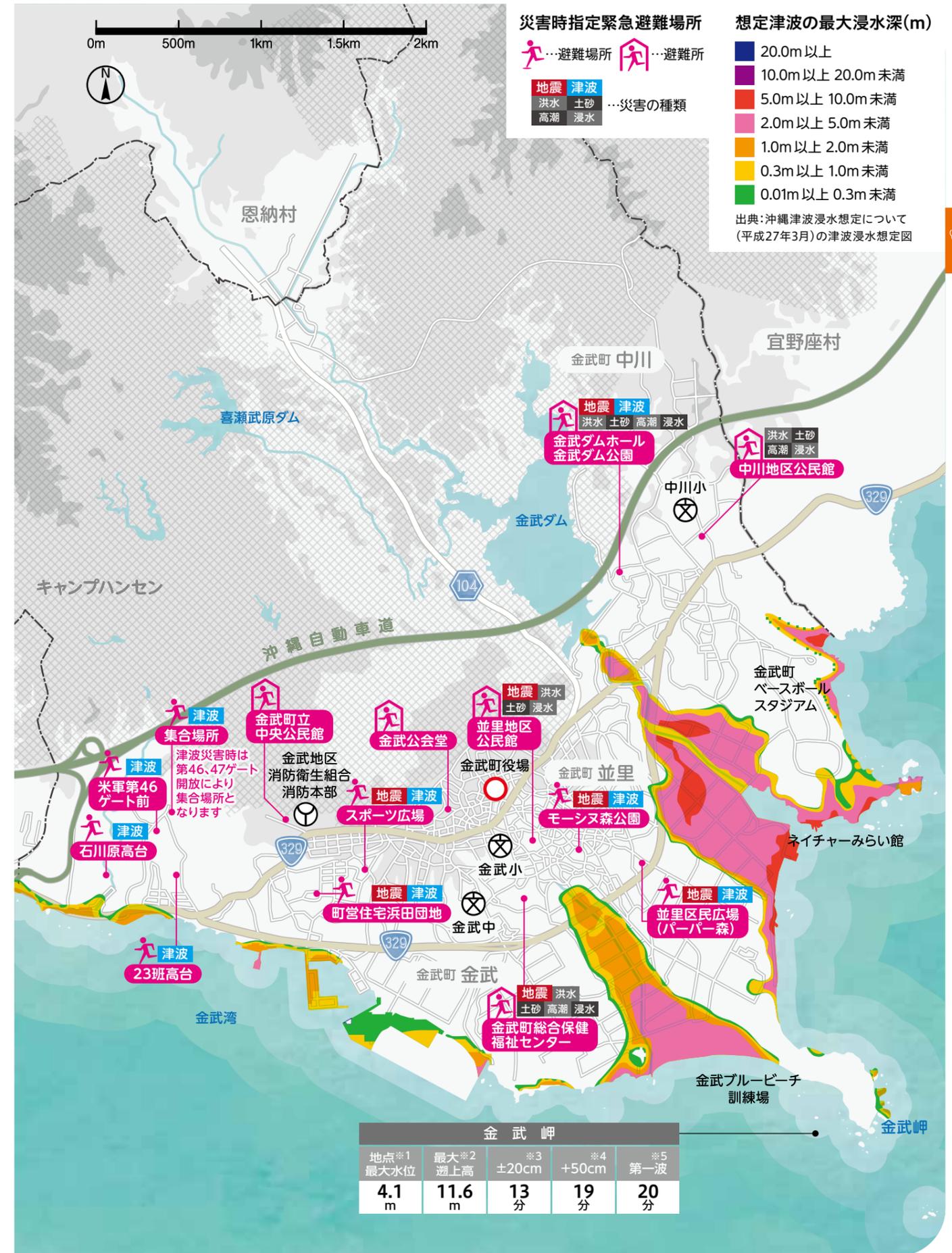


防災マップ

▶津波シミュレーション結果について

- ▶「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- ▶最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- ▶浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- ▶津波シミュレーションは、メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防等にある狭い開口部や小さな河川や水路等の詳細な微地形は反映されない等、必ずしも現況地形と一致するものではありません。

- ▶この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- ▶「津波浸水想定」の浸水域や浸水深等は、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。



災害時指定緊急避難場所

避難場所 (人) 避難所 (家)

地震 津波 洪水 土砂 高潮 浸水 ...災害の種類

想定津波の最大浸水深(m)
 ■ 20.0m以上
 ■ 10.0m以上 20.0m未満
 ■ 5.0m以上 10.0m未満
 ■ 2.0m以上 5.0m未満
 ■ 1.0m以上 2.0m未満
 ■ 0.3m以上 1.0m未満
 ■ 0.01m以上 0.3m未満

消防・救急・防災

消防・救急・防災

届け出・証明

届け出

戸籍の届け出、住所の移動等に関する届け出は、届け出た日から法律上の効力が発生するものもありますので、速やかに届け出てください。

▶ 戸籍の届け出

戸籍の届け出に関しては、次の必要書類、期間等が決められています。

赤ちゃんが生まれたとき

出生届

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 968-3557
[有線]8-3557

届け出期間 生まれた日から数えて14日以内
届け出人 ①父母
②同居者
③医師、助産師
④法定代理人 の順

届け出先 ①父母の本籍地
②届け出人の住所地(所在地)
③出生地

届け出に必要なもの

- ①出生届書(医師又は助産師の出生証明書が必要)1通
- ②印鑑(届け出人のもの)
- ③母子健康手帳
- ④国民健康保険証(国保に加入している場合)

結婚するとき

婚姻届

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 968-3557
[有線]8-3557

届け出期間 届け出した日から法律上の効力が発生する
届け出人 結婚する当事者2人
届け出先 ①夫又は妻の本籍地
②夫又は妻の住所地(所在地)

届け出に必要なもの

- ①婚姻届書(20歳以上の証人が2人必要)1通
(注)未成年者が結婚する場合は父母の同意書が必要
- ②印鑑(夫と妻のもの。一方は旧姓)
- ③2人の全部事項証明1通(届け出地が本籍地でない場合)
- ④国民健康保険証(国保に加入している場合)
- ⑤国民年金手帳(国民年金に加入している場合)
- ⑥本人確認のできる身分証明書

離婚するとき

離婚届

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 968-3557
[有線]8-3557

届け出期間 ①協議離婚は、届け出した日から法律上の効力が発生する
②裁判離婚は、調停成立・審判確定・判決確定の日から10日以内

届け出人 ①離婚する当事者2人
②裁判離婚のときは申立人

届け出先 夫婦の本籍地又は夫婦の住所地(所在地)

届け出に必要なもの

- ①離婚届書(20歳以上の証人が2人必要)1通
- ②印鑑(夫と妻の双方のもの。ただし裁判離婚は訴えた方のもの)
- ③全部事項証明1通(届け出地が本籍ではない場合)
- ④国民健康保険証(国保に加入している場合)
- ⑤国民年金手帳(国民年金に加入している場合)
- ⑥本人確認のできる身分証明書

本籍を移すとき

転籍届

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 968-3557
[有線]8-3557

届け出期間 届け出した日から法律上の効力が発生する
届け出人 戸籍の筆頭者及び配偶者
届け出先 現本籍地又は新本籍地及び届け出人の住所地(所在地)

届け出に必要なもの

- ①転籍届書1通
- ②印鑑(筆頭者と配偶者のもの)
- ③全部事項証明1通(ただし町内での転籍は必要無し)



養子縁組をするとき

養子縁組届

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 968-3557
[有線]8-3557

届け出期間 届け出した日から法律上の効率が発生する
届け出人 養親及び養子(養子が15歳未満のときは縁組の代諾者)

届け出先 養親又は養子の本籍地もしくは住所地(所在地)

届け出に必要なもの

- ①養子縁組届書(20歳以上の証人が2人必要)1通
- ②印鑑(養親と養子のもの。ただし養子が15歳未満のときは法定代理人のもの)
- ③戸籍全部事項証明(戸籍謄本)1通(養親と養子のもの。ただし本籍が届け出地にあるときは必要無し)
- ④家庭裁判書の許可書(未成年者を養子とするとき。ただし自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は不要)
- ⑤国民健康保険証(国保に加入している場合)
- ⑥国民年金手帳(国民年金に加入している場合)
- ⑦本人確認のできる身分証明書



死亡したとき

死亡届

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 968-3557
[有線]8-3557

届け出期間 死亡したことを知った日から数えて7日以内
届け出人 同居の親族・同居していない親族・同居者・家主、地主、家屋もしくは土地の管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人

届け出先 ①死亡者の本籍地又は死亡地
②届け出人の住所地(所在地)

届け出に必要なもの

- ①死亡届書(医師の死亡診断書又は検案書が必要)1通
- ②印鑑(届け出人のもの)
- ③国民健康保険証(国保に加入している場合)

死産したとき

死産届

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 968-3557
[有線]8-3557

届け出期間 分娩(妊娠4カ月以後)の日から7日以内
届け出人 父母、同居人、死産に立会った医師、助産師、その他立会者の順

届け出先 ①分娩地
②届け出人の本籍
③届け出人の住所地(所在地)

届け出に必要なもの

- ①死産届書(医師又は助産師の証明が必要)1通
- ②印鑑(届け出人のもの)
- ③国民健康保険証(国保に加入している場合)

▶住所異動の届け出

住民としての届け出は、住民基本台帳に記録されると同時に、国民健康保険、国民年金、児童手当、義務教育の就学等の手続きが行われます。住民登録がされていないと、選挙権等の権利の行使や、行政サービスが受けられないことがありますので、忘れずに届け出を行きましょう。

(注意事項)▽届け出の際には**本人確認を行います**ので、確認できる書類(免許証、マイナンバーカード等)をご持参ください。

▽代理人が手続きされる場合は、**委任状**と代理人の本人確認書類が必要です。

❖引っ越しをするとき



町外から金武町に引っ越したとき 転入届

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 968-3557
[有線]8-3557

届け出期間 住み始めてから14日以内

届け出に必要なもの

- ① 転出証明書
- ② 届け出人の印鑑
- ③ マイナンバーカード又は通知カード

金武町から町外に引っ越すとき 転出届

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 968-3557
[有線]8-3557

届け出期間 引っ越しの14日前から、転出するまで

届け出に必要なもの

- ① 届け出人の印鑑
- ② 国民健康保険証(加入者)
- ③ こども医療費助成金受給資格者証(該当者)

町内で引っ越すとき 転居届

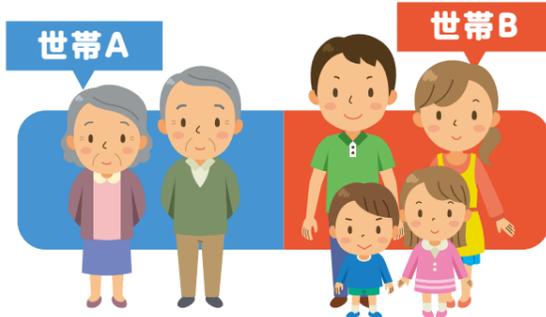
▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 968-3557
[有線]8-3557

届け出期間 住み始めてから14日以内

届け出に必要なもの

- ① 届け出人の印鑑
- ② 国民健康保険証(加入者)
- ③ こども医療費助成金受給資格者証(該当者)
- ④ マイナンバーカード又は通知カード

❖世帯が変わるとき



世帯主が変わるとき(死亡等) 世帯主変更届

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 968-3557
[有線]8-3557

届け出期間 変更のあった日から14日以内

届け出に必要なもの

- ① 届け出人の印鑑
- ② 国民健康保険証(加入者)

世帯を分離したとき 世帯分離届

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 968-3557
[有線]8-3557

届け出期間 変更のあった日から14日以内

届け出に必要なもの

- ① 届け出人の印鑑
- ② 国民健康保険証(加入者)

世帯を合併したとき 世帯合併届

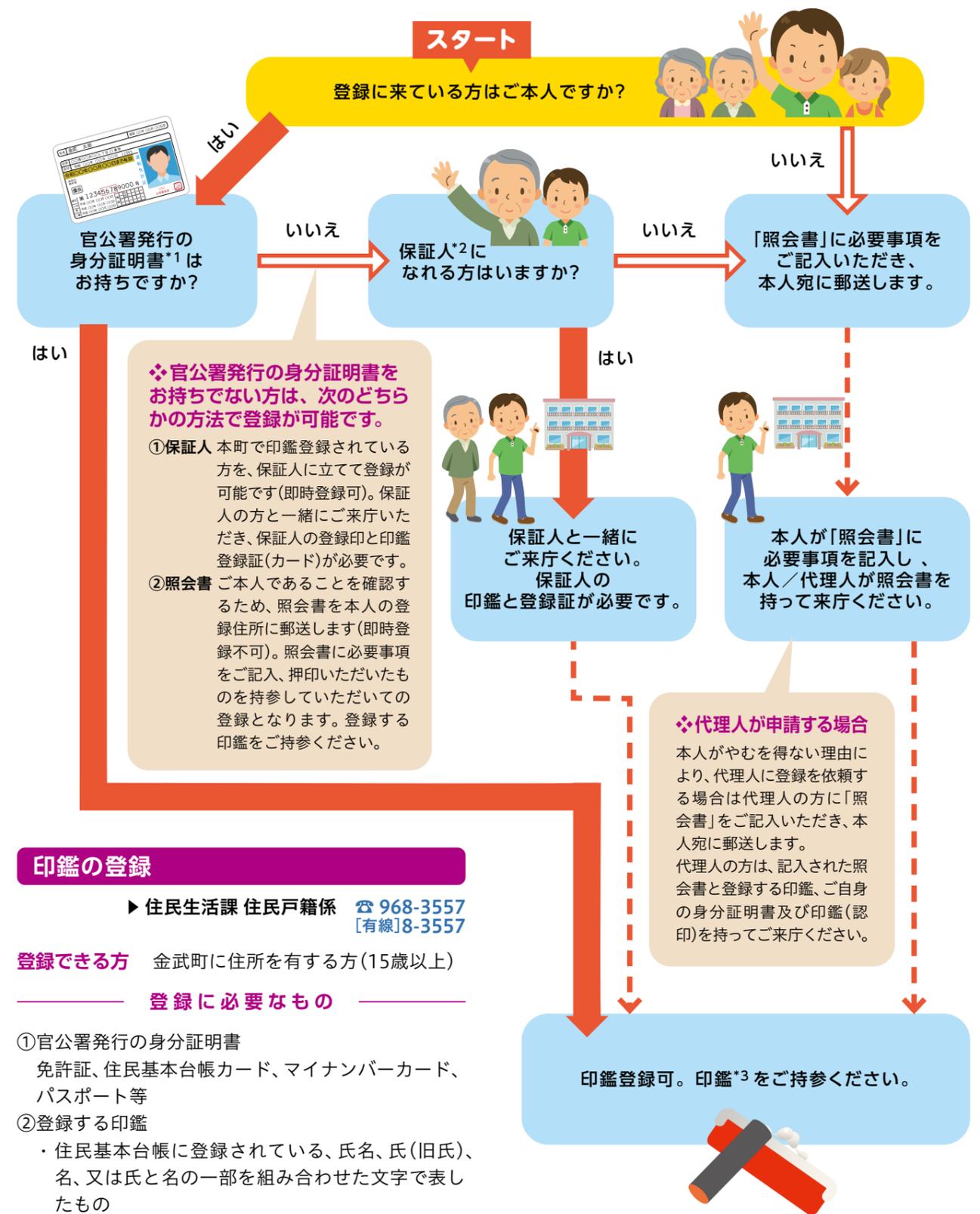
▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 968-3557
[有線]8-3557

届け出期間 変更のあった日から14日以内

届け出に必要なもの

- ① 届け出人の印鑑
- ② 国民健康保険証(加入者)

▶印鑑登録に関する手続き



*1 身分証明書とは、官公署発行の顔写真付きの証明書です。
*2 保証人とは、本町の住民で印鑑登録している方を指します。
*3 印鑑は、他の世帯員が登録していない印鑑をお持ちください。その他、ご不明な点につきましては住民生活課までお問い合わせください。

各種証明書

住民票の写しの請求には、請求者本人の署名、代理人が請求する場合は、委任状が必要です。使い道、提出先は具体的に記入します。戸籍の全部(個人)事項証明書等の請求には、請求者の本人確認書類が必要です。

※住民票の写しは、世帯主との続柄、本籍、筆頭者が省略されています。これらの記載が必要な場合は、その旨を明記し請求します。

◆戸籍謄(抄)本や住民票等の証明書手数料

全部事項証明(戸籍謄本)	1通	450円
個人事項証明(戸籍抄本)	1通	450円
改製原戸籍謄本	1通	750円
改製原戸籍抄本	1通	750円
除籍全部事項証明(除籍謄本)	1通	750円
除籍個人事項証明(除籍抄本)	1通	750円
受理証明書 小	1通	350円
受理証明書 大	1通	1,400円
戸籍附票	1件	200円
戸籍記載事項証明書	1通	350円
住民票(写し)	1件	200円
住民票閲覧用リスト	1件	200円
印鑑登録証明書	1件	200円
広域交付住民票	1件	300円
マイナンバーカード再申請	1件	1,000円
通知カード再申請	1件	500円

🕒 昼食時間の窓口サービス

●住民票の謄(抄)本、●戸籍全部(個人)事項証明、●身分証明、●記載事項証明(年金等の現況証明に限る)、●印鑑証明の発行においては、昼食時間中も窓口業務を行っています。

印鑑登録証明書

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎968-3557 [有線]8-3557

●印鑑登録証明書の取り方

窓口に印鑑登録証(カード)を必ずお持ちください。これがないと、登録印をお持ちになっても印鑑登録証明書は交付されません。代理人の場合、委任状は不要ですが、申請書の住所、氏名に間違いがあると交付されません。

●登録印鑑の改印・廃止

次の場合は、すでに登録してある印鑑の廃止届を出し、新たに印鑑登録をしなくてはなりません。手続きは新規登録と同様です。

- ・印鑑登録証や登録印を紛失した場合
- ・印鑑を変更する場合
- ・氏名が変更になった場合

仮ナンバー

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎968-3557 [有線]8-3557

自動車の仮ナンバーの貸し出しは、5日以内とし、手数料は1件につき750円。手続きの際は印鑑、車検証、自動車損害賠償責任保険証明書、運転免許証を用意してください。

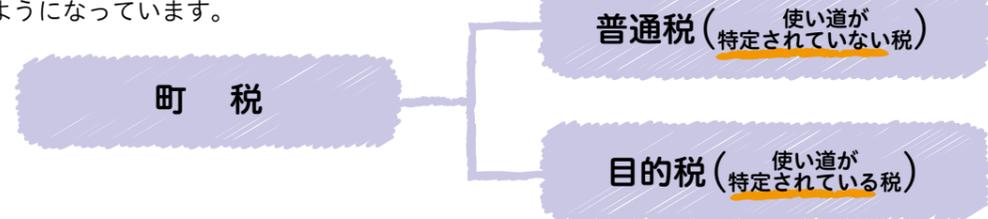


税金

町税のしくみ

▶ 町税

私達が住み良い環境のもとに生活するうえで、町税の果たす役割は重要です。町税には普通税と目的税(使い道が特定されている税。国民健康保険税等)があり、普通税は次のようになっています。



◆ 普通税(使い道が特定されていない税)

個人町民税

▶ 税務課 住民税係 ☎968-2112 [有線]8-2112

町民税は県民税と合わせて賦課・徴収されるもので、一般的に住民税と呼ばれ、住民税を納める人(納税義務者)は次のとおりです。

納税義務者	町内に住所がある人	町内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷のある人
均等割	○	○
所得割	○	—

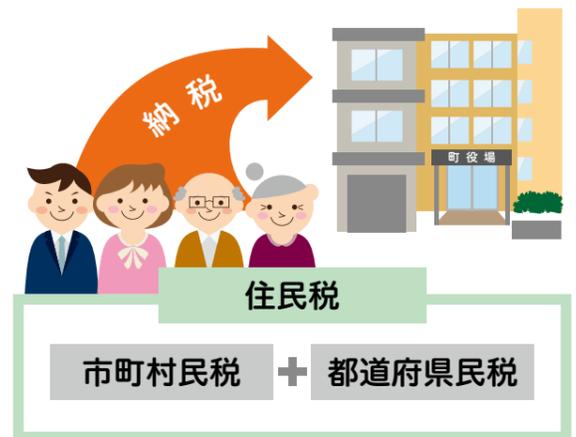
※1月1日現在で町内に住所があるか、又は事務所等があるかどうかで判断します。

●住民税の税率について

均等割……5,000円
所得割……課税所得×10%

●次の方は住民税がかかりません

- ①均等割も所得割もかからない方
 - ・生活保護によって生活扶助を受けている方
 - ・障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得が125万円以下の方
- ②均等割がかからない方
 - ・前年中の所得が町の条例で定める金額以下の方
- ③所得割がかからない方
 - ・前年の総所得金額等が、35万円の本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに32万円を加算した金額)以下の方



◆住民税の申告

前年中に給与、事業等の所得があった方は3月15日までに申告をしなければなりません。
※給与所得だけの方で、勤務先(会社等)から1月末までに給与支払報告書を提出された方や、税務署へ所得税の確定申告をした方は、申告の必要はありません。

法人町民税

▶ 税務課 住民税係 ☎968-2112 [有線]8-2112

町内に事務所又は事業所等を有する法人にかかる町民税のことをいいます。

均等割……資本金や従業員数により1号から9号までに分類

法人税割……法人税額(国税)によって算出

軽自動車税

▶ 税務課 住民税係 ☎968-2112
[有線]8-2112

4月1日現在で原動機付自転車、小型特殊自動車(農耕用を含む)、軽自動車、二輪の軽自動車を町内に所有している方に課税されます。4月2日以降に廃車手続きをされても当該年度の税金は全額課税されます。

種別		名義変更・抹消の手続き場所	
原動機付自転車	総排気量50CC以下	金武町役場 税務課 098-968-2112	
	総排気量50CC超90CC以下		
	総排気量90CC超125CC以下		
ミニカー			
小型特殊自動車	農耕作業用	陸運事務所 050-5540-2091	
	その他		
二輪の軽自動車	総排気量125CC超250CC以下	陸運事務所 050-5540-2091	
二輪の小型自動車	総排気量250CC超		
四輪自動車	乗用	営業用	軽自動車協会 050-3816-3126
		自家用	
	貨物	営業用	
		自家用	
三輪自動車			

◆軽自動車税(種別割)の課税減免

軽自動車税の課税免除が適用される場合があります。(障害等級により該当しない場合もあります。)

- ・心身障がいのある方が所有し、自分で運転する場合
- ・心身障がいのある方の通学・通院のため、生計を同じくする家族が運転する場合
- ・心身障がい者のみで生活する方を常時介護する方が運転する場合

手続き 毎年納期限までに、下記の書類を持参して税務課へお越しください。

申請時に用意するもの

当該年度の納税通知書、障害手帳(戦傷病者手帳、療育手帳)、運転免許証、車検証、印鑑、マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード、通知カード等)

固定資産税

▶ 税務課 固定資産税係 ☎968-2112
[有線]8-2112

●課税される人

毎年1月1日現在、金武町内にある固定資産を所有している方が納税義務者となります。固定資産とは土地、家屋及び償却資産をいいます。

●固定資産の課税標準額

固定資産税の計算の基礎となる課税標準額は、固定資産の価格(評価額)によって算出されます。価格は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に基づき評価されて決定されます。土地と家屋は3年ごとに評価されますが、償却資産の評価は毎年行われます。

●固定資産税の税額と免税点

税額は課税標準額×税率(1.4%)で算出されます。ただし、課税標準額の総額が、土地は30万円未満、家屋は20万円未満、償却資産は150万円未満の場合は、固定資産税は課税されません。

●特例措置

住宅用地については、その税負担を軽減するために、特例措置が適用されています。

- ・ **小規模住宅用地** …… 住宅用地の200㎡までの課税標準額が価格の6分の1となります。
- ・ **その他の住宅用地** …… 小規模住宅用地以外の住宅用地(家屋床面積の10倍まで)の課税標準額が価格の3分の1となります。

●減額措置

新築した住宅で一定の条件に該当する家屋は、新たに課税されることとなった年度から3年度分(3階建以上の中高層耐火建築物は5年度分)、その住宅部分にかかる固定資産税額(120㎡を超える住宅に関しては120㎡に相当する税額)の2分の1相当の額が減額となります。

●以下の場合には申告が必要です

- ・ 建物の取り壊しがあった場合
- ・ 固定資産税の納税義務者が死亡した場合
- ・ 未登記家屋の売買、相続、贈与の場合



税金に関する届け出

事業の開始、変更、廃止等のとき

▶ 税務課 住民税係 ☎968-2112
[有線]8-2112

個人の事業所については税務署、県税事務所への届け出も一緒に受け付けます。

納税管理人の申告

▶ 税務課 固定資産税係 ☎968-2112
[有線]8-2112

固定資産税を納める義務のある方が町外に転出するときは、本人に代わり納税する方を納税管理人として定めることができます。

滅失届

▶ 税務課 固定資産税係 ☎968-2112
[有線]8-2112

登記されていない家屋を取り壊したときは、滅失届を提出してください。登記されている家屋の場合は法務局への滅失登記の手続きをしてください。

未登記家屋名義変更

▶ 税務課 固定資産税係 ☎968-2112
[有線]8-2112

登記されていない家屋の所有者が変わったときに届け出てください。

町税の納期等

◆納期一覧表

税目・月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税(普徴)			1期		2期		3期			4期		
町県民税(特徴)	毎月											
法人町民税	随時											
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
町たばこ税	毎月											
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

◆各種証明書

	料金	取得できる方
所得や課税、扶養に関する証明書	1枚200円	・本人 ・世帯が一緒の方
固定資産に関する証明書(資産、評価、公課等)	土地10筆まで200円、家屋1棟につき200円	・所有者 ・代理取得は必ず委任状が必要 ・死亡者所有資産は相続人
滅失証明書	1枚200円	・所有者 ・代理取得は必ず委任状が必要 ・死亡者所有資産は相続人
住宅用家屋証明書	1件につき1,200円	・所有者 ・代理取得は必ず委任状が必要
納税証明書	1枚200円	・本人 ・世帯が一緒の方
土地台帳閲覧	1件200円	・閲覧したい地番を把握している方
地籍図の写し	A3サイズ 1枚200円	・取得したい地番を把握している方
航空写真	A3サイズ 1枚400円	・取得したい地番を把握している方
軽自動車車検用納税証明書	無料	・所有者 ・所有者から委任された方



国保・年金・後期高齢者医療

国民健康保険

▶ 届け出が必要なとき

金武町民で、職場の健康保険（健康保険組合や共済組合）後期高齢者医療保険に加入している人や、生活保護を受けている人等を除いて、すべての人が国民健康保険に加入しなければなりません（国民皆保険です）。



こんなとき届け出を

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116
[有線]8-3557

世帯主の方は必ず、14日以内に届け出てください。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書（喪失証明書）
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑、国保と職場の健康保険両方の保険証（もしくは加入した証明書）
	死亡したとき	印鑑、保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	世帯主、住所、氏名が変わったとき	印鑑、保険証
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	印鑑、保険証
	就学のため、子どもが他の市町村に住むとき	印鑑、保険証、在学証明書

7:3 (未就学児 70歳以上75歳未満) 8:2

◆ 保険給付

病気、けが、歯の治療等で医者にかかった場合、病院・診療所の窓口で保険証を提示すれば、医療費の7割を国保（町）が負担します。（未就学児、70歳以上75歳未満は8割）



※70歳以上75歳未満の被保険者でも、現役所得者等であれば自己負担割合は「3割」となります。詳しくは町国保担当課までお問い合わせください。

療養費の支給

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116
[有線]8-3557

次のような場合で、費用の全額を支払ったときは国保担当窓口へ申請し、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

- 旅行中の急病や不慮の事故で保険証をもたずに病院で受診した場合。
- 医師が治療上必要があると認める場合の治療費用装具代（コルセット等）。
- 医師が治療上必要と認めた場合の、はり、きゅう、あん摩、マッサージの施術代。
- 骨折、ねんざ等で柔道整復師の施術を受けたときの費用。

納税をチェックしよう!



給与から天引きされない種類の税金の納め忘れはありませんか。遅れると余計な手続きやお金がかかるのでご注意ください。

支払うべき税金	金額	納期	支払った日
	円	月 日	月 日
	円	月 日	月 日
	円	月 日	月 日
	円	月 日	月 日
	円	月 日	月 日
	円	月 日	月 日

税金



Kin Town Photo Gallery

金武町フォトギャラリー



金武バイパス1号橋



大川児童公園



国保・年金・後期高齢者医療

高額療養費

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116
[有線]8-3557

医療費の自己負担が高額になったとき、申請をすれば、限度額を超えた分が払い戻されます。

● 高額療養費を受けられるとき

- ① 一人の人が月内に、一つの医療機関に支払った金額が**自己負担限度額を超えたとき** → **限度額を超えた分が払い戻されます。**
- ② 一世帯で月内に、各医療機関に支払った**自己負担額21,000円以上が複数あったとき** (70歳未満のみ) → **合計して限度額を超えた分が払い戻されます。**
- ③ 12カ月に高額療養費の支給を**4回以上受ける世帯** → **4回目からは限度額が引き下げられます。**

区分	限度額 (3回目まで)	限度額 (4回目以降)
ア 年間所得 901万円超	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
イ 年間所得 600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
ウ 年間所得 210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
エ 年間所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※計算上の注意 ・1カ月(月の1日から末日まで)ごとに計算
・同じ医療機関でも入院と外来、内科と歯科は別々に計算
・差額ベッド代、入院時の食事代等は対象外

- ④ 長期間高額の治療を必要とする病気(血友病、人工透析が必要な慢性腎不全)の場合、**医療費(3割自己負担額)は1カ月1万円となります。**「特定疾病療養受療証」が必要です。



出産育児一時金

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116
[有線]8-3557

被保険者が出産したときは、出産育児一時金42万円が支給されます。(死産の場合でももらえます。)

届け出に必要なもの

直接支払制度の申請書、退院時の明細書、母子手帳、印鑑、世帯主の口座情報が分かるもの。

葬祭費

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116
[有線]7-2032

被保険者が死亡したときは、その人の葬祭を行う人(喪主)に葬祭費(2万円)が支給されます。

届け出に必要なもの

保険証(限度額証をお持ちなら限度額証も)、喪主と分かるもの(会葬礼状等)、喪主の印鑑、喪主の口座情報が分かるもの。

交通事故等にあったとき

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116
[有線]8-3557

交通事故やケンカ等、第三者の行為によりけがをした場合の医療費は、原則として加害者が支払うべきものになります。しかし、加害者がすぐに損害を賠償することができない場合は、国保が医療費の一部を立て替えて支払うことになります。

国保が一時的に立て替えた医療費を加害者に請求するために、被害者(国保の被保険者)が他者から被害を受けたという「第三者行為による傷病届」を国保窓口へ届け出る必要がありますので、ご協力をお願いします。

● 交通事故にあったときの注意

- ・事故の際は必ず警察に届け出ましょう。
- ・加害者との示談が成立すると、示談の内容が優先されるため、国保が支払った医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。それにより、示談後の治療にかかる医療費が被保険者の全額自己負担となる場合もありますので、示談は慎重に行いましょう。示談をする場合は事前に国保窓口にご相談ください。

● 仕事中や通勤途中のけが等の場合は…

仕事中や通勤途中のけが等の場合は労災保険の適用となり、その治療に国民健康保険を使うことはできません。労働災害によって負傷した場合には、労働基準監督署に備え付けの請求書を提出することにより、保険給付を受けることができます。

◆ 国民健康保険税の軽減及び減免

低所得者や中間所得者の保険税の負担を軽くするために、均等割額と平等割額の合計額を減額する軽減制度があります。この制度の適用を受けるためには、世帯全員が所得申告をしていることが条件です。(7割・5割・2割)

又、火災等の災害や責務返済のために居住用財産(家屋)を譲渡した場合、及び世帯の生計を主として維持する者が倒産等による失業(退職後の雇用保険の受給者証の退職コードにより減免できます。雇用保険の受給者資格者証が必要)、もしくは疾病、負傷等による心身への重大な障がい、又は、入院したことにより著しく収入が減少した際には、保険税を減免する制度があります。(公的書類や診断書の証明書が必要です。)



▶ 国民健康保険税の算定・納期

国民健康保険税の算定

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116
[有線]8-3557

国民健康保険税は、被保険者の前年の所得を基に、町の国民健康保険税条例で定める税率で計算を行ない1年間の保険税額を算出します。

国民健康保険税の支払い方法

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116
[有線]8-3557

- **普通徴収** 口座振替や、コンビニ・金融機関等での納付書払いを普通徴収といいます。
- **特別徴収** 年金からの天引きによる支払いを特別徴収といいます。
- **併用徴収** 特別徴収世帯の保険税が増減した場合、特別徴収と普通徴収の両方での支払いとなるため、併用徴収といいます。

国民健康保険税の納期限

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116
[有線]8-3557

本町は、年間保険税を8期に分けて下記のとおり納期限を設定しています。

※納期限の日が休日や金融機関の休日の場合は、その翌日が納期限となります。納め忘れをなくすために、便利な口座振替をお勧めします。

● 普通徴収

1期	7月末
2期	8月末
3期	9月末
4期	10月末
5期	11月末
6期	12月末
7期	1月末
8期	2月末

国民年金

20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある人は国民年金の被保険者になります。

被保険者は、次の3種類に区分されます

第1号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で農林漁業従事者、自営業者、学生等が該当し、個別に保険料を納めます。

第2号被保険者

厚生年金、共済組合の組合員又は加入者は日本国内に住所がない人を含めて第2号被保険者となります。保険料は、給与から差引かれるため個別に納付する必要はありません。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人は、国内に住所を有する第3号被保険者となります。保険料は、配偶者が加入している被用者年金制度から国民年金に拠出金として支払われるため個別に納付する必要はありません。

※ただし、第2号被保険者の配偶者でも相当の収入がある場合は（失業給付、年金等の収入が130万円以上。障がい者は180万円以上）第1号被保険者となります。

任意加入被保険者

次の人は、本人の希望により任意加入することができます。

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ②日本人で外国に居住している20歳以上65歳未満の人（繰上受給者を除く）
- ③昭和40年4月1日以前に生まれた人で日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の人又は、日本国籍のある人で外国に居住している65歳以上70歳未満の人（老齢基礎年金の受給資格期間のある人を除く）

資格取得の届け出

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116 [有線]8-3557

● 第1号被保険者となったときの届け出

- ①20歳に達したとき
- ②20歳以上60歳未満の人が日本国内に住所を有したとき
- ③60歳未満で厚生年金や共済年金の被保険者でなくなったとき
- ④20歳以上の学生（学生の資格取得は住民票のある市町村で届け出できます。）

● 第2号被保険者となったときの届け出

厚生年金、共済年金の資格を取得した場合でも被保険者は市町村役場での手続きは必要ありません。

● 第3号被保険者となったときの届け出

第3号被保険者の資格を取得したとき、又は被保険者の種別が第3号被保険者になったときは、14日以内に「資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」を配偶者である第2号被保険者を使用する事業主等に提出し、第3号被保険者であることの確認を受けることが必要です。

又、配偶者が転職等で加入年金制度が変わったとき、例えば夫が共済組合から厚生年金保険に変わったとき等は、14日以内に「種別確認の届け出」をすることになります。

これらの届け出の手続きを忘れると、将来、年金を受けられなくなったりしますので、十分注意する必要があります。

※第3号の届け出については各事業所での取り扱いとなります。

保険料の免除

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116 [有線]8-3557

● 法定免除

第1号被保険者が次のいずれかに該当し届け出すれば保険料が免除されます。

- ・国民年金や厚生年金、共済年金の受給権者及び障害年金（1級、2級）の受給者等
- ・生活保護法の生活扶助受給者
- ・国立脊髄療養所、国立保養所、らい診療所、厚生大臣が指定する施設に収容されているとき

● 一般免除・納付猶予（全額免除・半額免除・4分の3免除・4分の1免除・納付猶予）

- ・前年度の所得（収入）が少なく、保険料を納めることが困難な場合
- ・障がい者又は寡婦であって、前年の所得が125万円以下の場合
- ・震災・風水害・火災・失業等により保険料を納付することが困難であると認められたとき

● 学生納付特例（納付猶予）

本人の所得が政令で定める額以下であるときは学校教育法に定める高校、大学の学生（夜間、定時制、又は通信制課程を含む）である期間は市町村役場に届け出すことができます。学生納付特例については卒業後10年間の間に追納することができます。

- ・追納がない場合は、年金受給額には反映されません。
- ・追納がない場合は、受給資格（カラ期間）についてのみ反映されます。
- ・学生納付特例期間中に、障害、死亡した場合には障害年金、又は、遺族基礎年金が支給されます。

—— 学生納付特例の手続きに必要なもの ——

- ①在学証明書、又は学生証の写し等入学日、卒業予定の分かるもの
- ②年金手帳、マイナンバーの分かるもの
- ③印鑑



▶ 老齢基礎年金について

老齢基礎年金の受給資格期間

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116 [有線]8-3557

老齢基礎年金を受給するには、納付又は免除及びカラ期間を足して**最低10年（120月）以上**あることが必要です。

❖ カラ期間とは

カラ期間は、年金額に反映されない受給資格期間としてのみ合算されます。昭和36年4月から昭和61年3月までの期間で、国民年金に任意加入しなかった次の20歳以上60歳未満の期間

老齢基礎年金の給付と請求

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116 [有線]8-3557

基礎年金の給付は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されます。第1号被保険者の独自給付として寡婦年金、死亡一時金が支給されます。

※詳しいことにつきましては、上記の担当係までお問い合わせください。

● 遺族基礎年金の請求

遺族基礎年金は、被保険者又は老齢基礎年金の資格期間を満たした人等が死亡したときに、その人の子の配偶者又は子に支給されます。

ただし、被保険者等が死亡した場合は、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料を合算して3分の2以上あることが必要です。（死亡日が、令和8年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています。）

● 寡婦年金の請求

1号被保険者の夫が、25年以上保険料を納付（免除含む）して年金を受給しないで死亡した場合、10年以上婚姻及び事実婚のある妻に、夫の受給額の4分の3が支給（60歳から65歳まで）されます。

● 死亡一時金の請求

第1号被保険者（任意加入含む）が3年以上保険料を納付して年金を受給しないで死亡した場合に請求できます。

● 年金受給者の死亡による未支給請求

年金受給者が死亡した場合は、死亡月まで年金の受給権があるため死亡月の年金は遺族が請求します。

▶ 納付義務と免除について

納付の義務及び免除の資格がある者は次のとおりです。



保険料の納付義務

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116 [有線]8-3557

保険料の納付義務は、第1次的には被保険者本人ですが世帯主及び配偶者は連帯して納付義務を負うことになっています。平成31年度の保険料は月額で16,410円（年額196,920円）です。

※まとめて前払いをすると割引が受けられる前納割引制度や口座引落し、クレジット納付等もあります。



後期高齢者医療

後期高齢者医療制度は75歳以上(一定の障がいがある方は65歳以上)から加入する保険です。今まで加入していた国民健康保険、健康保険組合、共済組合等の医療保険制度から後期高齢者医療制度に資格が移ります。

又、それらの保険の被扶養者であった場合も75歳の誕生日からは1人に1枚被保険者証が交付されます。



後期高齢者医療保険

▶ 住民生活課 保険・年金係 ☎968-2116
[有線]8-3557

お医者さんに行ったときは、窓口に必要なものを提出してください。

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②お薬手帳

窓口では、医療費の1割を負担します。ただし、一定以上の所得がある方は医療費の3割を負担します。

※表1) 後期高齢者医療保険の区分

自己負担割合	負担区分	1カ月の自己負担限度額(世帯)		入院時食事代	証の申請
		外来(個人)	外来+入院		
3割	区分(現役並み)Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% 【140,100円】*3		1食460円 (一部260円の場合があります)	不要
	区分(現役並み)Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% 【93,000円】*3			必要
	区分(現役並み)Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 【44,400円】*3			必要
1割	一般*	18,000円*2	57,600円 (44,400円)*1		不要
	区分(低所得)Ⅱ 町民税非課税	8,000円*2	24,600円	入院日数90日まで 1食210円	必要
	区分(低所得)Ⅰ 町民税非課税	8,000円*2	15,000円	入院日数91日以上 1食160円 1食100円	必要

※「区分(低所得)Ⅱ」……世帯員全員の方が町民税非課税である方を「区分(低所得)Ⅱ」といいます。

※「区分(低所得)Ⅰ」……町民税非課税で、世帯員全員の方の所得がない世帯に属する方を「区分(低所得)Ⅰ」といいます。

※前年度所得に応じて負担区分(区分(現役並み)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ又は(区分低所得)Ⅰ・Ⅱ)の判定を行います。世帯に変更のあった方は新受給者証を発行します。旧受給者証の返還をお願いします。

*1 同世帯で12カ月以内に外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた高額療養費の支給月数が3カ月以上ある場合の4カ月目からの限度額です。

*2 年間(8月～翌年7月)の限度額は144,000円です。

*3 同世帯で12カ月以内に高額療養費の支給月数が3カ月以上ある場合の4カ月目からの限度額です。

※月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度に移行する場合は、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度の両方の限度額がそれぞれ半額になります。

申請により「一般*」となる世帯

自己負担割合が3割の被保険者やその方と同じ世帯の被保険者。
ただし、同じ世帯の70歳以上の方の合計収入が、次の表の条件を満たす場合は、申請によって「一般」になります。

70歳以上の方の人数	70歳以上の方の収入の合計
1人	383万円未満
2人以上	520万円未満

※こんなときは手続きを

こんなとき	届け出に必要なもの	いつまでに
75歳になったとき	①被保険者証 ②印鑑	誕生月の月末までに
一定の障がいのある方が65歳になったとき	①被保険者証 ②国民年金証書 ③身体障害者手帳又は医師の診断書 ④印鑑	障害認定を受けようとするとき
65歳を過ぎて、一定の障害のある状態になったとき		
他の市町村へ転出するとき	①被保険者証 ②印鑑	すみやかに
他の市区町村から転入したとき	①被保険者証 ②印鑑 ③負担区分等証明書	転入後14日以内に
町内で住所や氏名が変わったとき	①被保険者証 ②印鑑	14日以内に
生活保護を受けたとき	①被保険者証 ②印鑑 ③保護開始決定通知書	14日以内に
生活保護を受けなくなったとき	①保護廃止決定通知書	
死亡したとき	①死亡した方の被保険者証 ②届け出者の印鑑	14日以内に

●「限度額適用・標準負担額認定書」の申請について

※自己負担割合1割で非課税の方

住民税非課税の世帯の方が入院している場合は、後期高齢者医療係の窓口申請して、認められればこの認定証が交付されます。

この場合、申請した方とその世帯全体の所得等について調べなければ正しい負担割合の判定ができませんので、所得状況が分かる書類を添付していただきます。町税の申告をしている方や収入が公的年金だけの方は、添付書類の一部を省略できます(世帯全体の所得も関係しますので、同一世帯員の方も税の申告を済ませましょう)。

申請に必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
 - ②印鑑(認印可)
 - ③入院日数が分かる書類(区分Ⅱの方で、過去12カ月の入院日数が91日以上の方)
 - ④所得が確認できる書類(税の申告をしていない方)
- ※代理の方が来る場合は代理人の身分証明書と印鑑

●「限度額適用認定証」の申請について

※自己負担割合3割の方

後期高齢者医療の被保険者で区分(現役並み)Ⅰ・Ⅱの方が療養(入院・外来・調剤)を受ける場合に限度額適用認定証を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金限度額が減額される証です。

※Ⅲの区分の方は申請の必要はありません。

申請に必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
 - ②印鑑
- ※代理の方が来る場合は代理人の身分証明書と印鑑

●特定の病気について

後期高齢者医療被保険者で次の疾病の方は、申請して認定を受けると「特定疾病療養受領証」が交付されます。

- (1)血友病
- (2)人工透析を必要とする慢性腎不全
- (3)HIV感染症(血液製剤に起因するもの)

上記(1)～(3)の病気の方はこの「特定疾病療養受領証」を医療機関の窓口で提示すれば、医療費の自己負担の限度額は、外来・入院ごとに同一月・同一医療機関で診療報酬明細書(レセプト)ごとに適用され、それぞれ1万円が限度となります。

申請に必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②印鑑
- ③医師の診断書

●療養費の支給について

次のような場合は、費用の全額を支払った後で、申請により、その一部の払い戻しが受けられます。
・医師が認めたコルセット等の補装具代等

申請に必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②印鑑
- ③医師の診断書
- ④補装具の領収書 ⑤通帳

●高額医療費について

後期高齢者医療保険制度で医療を受けた場合でも、その費用が高額になる場合もありうるため、医療費の負担が重くならないように、1カ月に払う医療費の自己負担には外来・入院ともそれぞれ限度額が設けられます。

1カ月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請することによりその差額分が高額医療費として支給されます。対象者には広域連合から申請の案内が届きます。

健康づくり

母子保健

妊婦の健康管理やお子様の健康管理のためにも、届け出は速やかに行いましょう。

▶産前について

出産前に必要な、さまざまな健診・講習・実習を行っていますので、積極的にご利用ください。

妊娠の届け出と母子健康手帳の交付

▶保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932
(保健福祉センター) [有線]8-5932

妊娠届け出を早期に行うことで妊娠中の定期的な健康管理と早産予防、正常な分娩に向けての第一歩となります。又出産後も子どもの18歳までの記録や予防接種等の記録が記載されることにより母と子の健康管理にも役立ちます。妊娠したら病院で超音波エコー検査の胎児の写真と出産予定日が確定できたら母子手帳の交付を受けるようにしてください。

住所地のある市町村で妊娠の届け出をお願いします。(マイナンバーカードと認印が必要です)

妊婦健康診査

▶保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932
(保健福祉センター) [有線]8-5932

健やかな子の出生には母体の健康が第一です。このため妊娠期間中は定期的な健康診査が必要です。妊娠前半期から妊娠後半期にかけて計14回が公費により健康診査が受けられます。受診票は母子健康手帳に添付されていますので、まず母子手帳の交付を受けてから最寄りの病院で受けてください。

パパママ学級

▶保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932
(保健福祉センター) [有線]8-5932

対象者 出産予定の夫婦及び希望者
町では出産予定の夫婦を対象に保健師による赤ちゃんの体の特徴や赤ちゃんのお風呂の入れ方等の講習、実習等を行っています。又妊婦同士や経産婦との交流もありますのでお気軽にご参加ください。

不妊治療及び不育治療費等助成事業

不妊及び不育治療に励む夫婦に対し、不妊及び不育治療にかかる経済的負担の軽減と少子化対策を図ることを目的とします。※対象条件あり

一般不妊治療	150,000円/年度
特定不妊治療	150,000円/年度
不妊治療に係る検査	60,000円/年度
不育治療及び検査	150,000円/年度

栄養強化事業

▶保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932
(保健福祉センター) [有線]8-5932

健康な赤ちゃんが生まれ育つために又産後の早期回復を促すためには母子ともに十分な栄養を摂取することが必要です。そのことから下記の対象者に対し、医師により栄養強化を行う必要があると認められた乳児にはミルクを、妊産婦には牛乳を支給します。

対象者 ①生活保護法の規定による被保護世帯
②町民税非課税世帯
③所得税非課税世帯

支給基準及び期間

区分	支給基準	支給期間
妊産婦	生活保護被保護世帯、町民税非課税世帯及び所得税非課税世帯で健康診査の結果医師により栄養強化が必要と認められた妊産婦	妊婦:申請翌月～出産月末 産婦:出産翌月から3カ月間
乳児	妊産婦の基準と同じ世帯で、健康診査の結果医師により栄養強化が必要と認められた乳児	出生後満4カ月目から向こう9カ月

▶産後について

出産後に必要な、さまざまな健診・講習・実習を行っていますので、積極的にご利用ください。

ひよこ教室

▶保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932
(保健福祉センター) [有線]8-5932

産後のお母さんが子育てについて学ぶことで育児不安を解消するとともに、参加者同士の交流を図ることを目的とします。

・1回目:助産師によるベビーマッサージ
・2回目:救急法の講座・産後のお母さんの食事
対象者 生後1～3カ月の乳児及びその母親

乳幼児健康診査

▶保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932
(保健福祉センター) [有線]8-5932

お子さんの成長過程に応じた健康管理のため、発育の節目にあたる各時期に健康診査を実施しています。対象年齢になると役場から通知が来ますので所定の日に健康診査を受けましょう。母子健康手帳をお忘れなく!

- ①乳児健康診査(3～5カ月、9～11カ月)
身体状況、病気の早期発見、予防に重点をおいた健康診査です。ブラッシング指導も実施しています。
- ②1歳6カ月健康診査(1歳6カ月～1歳8カ月)
身体発育状況、病気の早期発見・予防の他、精神発達、運動発達、言語発達等に重点をおいた健康診査です。同時に歯科検診やブラッシング指導・フッ素塗布も行い、歯の生え具合や歯の健康状態を検診し、歯磨き指導等も実施します。
- ③3歳児健康診査(3歳3カ月～3歳6カ月)
1歳6カ月健診の内容の他に、目と耳の検査がありますが、まず家で視力測定と聴力測定を行いその結果をアンケートに記入し、健康診査当日会場へ持参します。実施していない場合は後回しになることもありますので気をつけましょう。

離乳食実習

▶保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932
(保健福祉センター) [有線]8-5932

乳汁栄養から幼児食へ移行する過程を離乳といいますが、この間に幼児の食物を摂取する機能は乳汁を吸うことから、食物をかみつぶして飲み込むことへと発達していきます。そのことから離乳は食生活の大切な第一歩といわれています。この時期に離乳食実習を中心に講話、実習、相談を実施しています。

対象者 前期離乳食:生後4カ月から6カ月までの実習 乳児の保護者、又は希望者
後期離乳食:生後7カ月から9カ月までの実習 乳児の保護者、又は希望者

歯っぴい検診(歯科衛生教育)

▶保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932
(保健福祉センター) [有線]8-5932

乳幼児期の虫歯が及ぼす影響には、あご・顔の発達や永久歯の萌出を妨げたり、偏食の原因になる等、成長・発達へのさまざまな影響を及ぼします。健診内容は歯科健診やブラッシング指導・フッ素塗布・栄養相談を行い、歯の健康状態を検診し、歯磨き指導等も実施します。虫歯は予防が第一です。

対象者 ●1歳～1歳3カ月 ●2歳0カ月～2歳3カ月
●2歳8カ月～2歳10カ月に該当する幼児

思春期保健体験学習

▶保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932
(保健福祉センター) [有線]8-5932

健全な母性、父性の確立を図るため、助産師による講話や赤ちゃんの抱っこ体験子育てインタビュー、グループワークを通じて命の尊さ、性の尊さについて学びます。

対象者 中学2年生

健康・栄養相談

▶保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932
(保健福祉センター) [有線]8-5932

乳幼児から妊産婦、お年寄りまでを対象に保健師・栄養士による健康・相談を実施しています。お気軽にご相談ください。

定例相談日 月～金曜日

訪問指導

▶保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932
(保健福祉センター) [有線]8-5932

乳幼児から妊産婦、身体障がい者やお年寄りまでを対象に健康管理を目的とし、必要に応じて保健師や看護婦が家庭を訪問してご相談に応じます。

- こんには赤ちゃん訪問事業
生後4カ月未満の赤ちゃんを対象に、母子保健推進員による全戸訪問を実施。子育ての状況を確認し必要時は保健師に情報提供し支援に繋がります。



成人保健

町民の健康の保持増進を図るためにさまざまな事業や診査を行っています。

▶成人保健の事業内容

健康的な暮らしのために積極的に健康診査や健康・栄養相談を受けましょう。

健康教育事業

- ▶ 保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932 (保健福祉センター) [有線]8-5932

健康教育は、生活習慣病の予防、健康増進に関する正しい知識の普及を図ることにより壮年期からの健康の保持増進をサポートします。

対象者 金武町に住所を有する40歳以上の者を対象とする。ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることもあります。

健康診査事業

- ▶ 保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932 (保健福祉センター) [有線]8-5932

健康診査は、がん、心臓病、脳卒中等生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の早期発見を図るために、疾患の疑いのある者又は危険因子を持つ者をスクリーニングするとともに、単に医療を必要とする者の発見だけでなく、診査の結果から予防の必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行うことによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的としています。

健康診査	住民健診	▶ 長寿検診(75歳以上) ▶ 特定検診(40歳～74歳の国民健康保険加入者) ▶ 一般健康診査(20歳～39歳の町民、生活保護受給者)
	がん検診	▶ 肺がん・胃がん・大腸がん(町民で20歳以上の方)口腔がん検診
	婦人科検診	▶ 乳がん・子宮頸がん(年度年齢で偶数年になる方が対象。受診間隔は2年に1回)
訪問指導		▶ 生活習慣病予防と重症化予防 ▶ 健康診断の結果をもとに、検診後の保健指導、栄養指導を個別に実施

健康・栄養相談

- ▶ 保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932 (保健福祉センター) [有線]8-5932

乳幼児から妊産婦、お年寄りまでを対象に保健師・管理栄養士による健康・栄養相談を実施しています。相談日は下記のとおりになりますのでお気軽にご相談ください。**来所、電話、訪問どちらも相談可能です。**

相談日 月～金曜日

支給基準及び期間

健康機器の貸出	血圧計、体脂肪測定付体重計、速度計(万歩計)の一定期間の貸出
運動施設利用による健康づくり	運動習慣の獲得と健康増進を図ることを目的に、20歳以上(65歳以上の介護保険サービス利用者は含めない)の町民で当該年度住民健診及び保健指導を受け、健診結果を提示できるものは、町営プール又はKINスポーツ・整形クリニックのフィットネスを一定期間無料で利用できる。



児童福祉・保育

児童福祉

児童の健康の保持増進を図るため、さまざまな事業を行っています。

▶児童福祉事業

児童手当の届け出は、必要書類をそろえ、期限までに速やかに届け出てください。

こども医療費助成事業

- ▶ こども支援課 児童福祉係 ☎968-2223 [有線]8-3559

こども医療費助成事業は、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、保健の向上と健全な発育に寄与することを目的としています。

助成対象

- ・本町に住所を有し、住民基本台帳に記載されている者で、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ・生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない者
- ・重度心身障害者(児)医療費助成制度の適用を受けていない者
- ・交通事故等による第三者から補償の対象となっていない者



❖児童手当関係届け出・手続一覧

提出を必要とするとき	届け出の種類
新たに受給資格が生じたとき	認定請求書
毎年6月(すべての受給者)	現況届
他の市町村に住所が変わったとき	受給事由消滅届
出生等により支給対象となる児童が増えたとき	額改定認定請求書
年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったとき	額改定届
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届
同じ市町村の中で住所が変わったとき	住所変更届
養育している児童の住所が変わったとき	住所変更届
受給者又は養育している児童の名前が変わったとき	氏名変更届

児童手当給付

- ▶ こども支援課 児童福祉係 ☎968-2223 [有線]8-3559

児童手当は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的としています。(住所登録のある外国人も支給の対象になります。)

手当の種類

- ①児童手当
- ②特例給付(所得限度額を超えた方は、児童1人あたり一律5,000円/月)

支給対象 児童手当等は、0歳～15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)を養育している方に支給されます。

支給額

- ・3歳未満……………15,000円/月
- ・小学校修了前
第1子・第2子……………10,000円/月
第3子以降……………15,000円/月
- ・中学生……………10,000円/月

※所得限度額を超えた方は、児童1人あたり一律5,000円となります。

保育

児童の健康増進を図るために保育事業や予防接種事業を行っています。

▶ 保育事業

保育所等に対する助成や児童の属する世帯に対する助成等さまざまな事業を行い、児童の健康増進に努めています。

新すこやか保育事業

▶ 子育て支援課 子育て支援係 ☎968-2223
[有線]8-3559

認可外保育所の入所児童の健康増進に必要な経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付することを目的としています。



※ 補助対象経費及び補助額等

種目	基準額	対象経費
乳幼児の健康診断	乳幼児の健康診断実施事業 内科検診(蛭虫検査及び尿検査)及び歯科検診 乳幼児一人当たり 内科検診 1,000円×実施回数 歯科検診 750円 ただし、児童一人当たり内科検診は年2回、歯科検診は、年1回とする。	乳幼児の健康診断費
ミルク代	児童一人当たり(各月初日在籍児)37円×実施日数×実施月数 ただし、月24日以内とする。	4歳未満児のミルク代
調理員検便	調理員一人当たり 1,500円×実施回数	調理員の検便費

こども園等運営事業

▶ 子育て支援課 子育て支援係 ☎968-2223
[有線]8-3559

● 一般保育事業

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児又は幼児を保育するため、保育所等を設置しています。

※ 町内公立認定こども園

名称	位置	定員
金武こども園	金武町字金武491番地1	147人
嘉芸こども園*	金武町字屋嘉1470番地3	126人

*令和3年民営化予定

※ 町内私立認定こども園

名称	位置	定員
杉の子幼児学園	金武町字金武4127番地	90人
並里こども園	金武町字金武806番地	90人
認定こども園 きんのほし	金武町字金武4223番地	99人
みつばこども園	金武町字金武10492番地7	126人

※ 町内私立保育園

名称	位置	定員
はまだ保育園	金武町字金武4231番地	80人

※ 小規模保育園

名称	位置	定員
金武こどもみらい園	金武町字金武4213番地	19人
すぎのこ小規模保育園	金武町字金武4123番地2	19人
ららくる屋嘉小規模保育園	金武町字屋嘉253番地	19人



※ 保育料徴収基準

階層	区分	定義	3号認定		
			3歳未満児		
			保育標準時間	保育短時間	
第1階層	1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円	
第2階層	2-1	市町村民税非課税世帯(要保護世帯等)	0円	0円	
	2-2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
第3階層	3-1	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の課税世帯であって、市町村民税の所得割が右の区分に該当する世帯	48,600円未満(要保護世帯等)	6,650円	5,150円
	3-2		48,600円未満	14,300円	11,300円
第4階層	4-1		48,600円以上77,101円未満(要保護世帯等)	11,850円	10,350円
	4-2		48,600円以上97,000円未満	23,700円	20,700円
第5階層	5		97,000円以上169,000円未満	35,800円	32,800円
第6階層	6-1		169,000円以上211,000円未満	39,300円	36,300円
	6-2		211,000円以上301,000円未満		
第7階層	7		301,000円以上397,000円未満	40,400円	37,400円
第8階層	8	397,000円以上	44,300円	41,300円	

※3歳以上の1号認定・2号認定園児については、教育・保育料の無償化に伴い、月額保育料は0円とします。

特別保育事業

▶ 子育て支援課 子育て支援係 ☎968-2223
[有線]8-3559

● 障害児保育事業

心身に障がいがあり、保育に欠ける児童に一般の児童との適切な集団保育を実施します。



母子・父子家庭の方へ

生活に必要な手当支給や事業を行っています。

▶ 母子・父子家庭への支援

各種手当等の条件に当てはまる世帯は、速やかに手続きを行ってください。

児童扶養手当

▶ こども支援課 児童福祉係 ☎968-2223
[有線]8-3559

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父又は母と生活を共にできない児童の父又は母や両親に代わって児童を養育している人、未婚により生まれた児童に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とするものです。

受給資格者 次の条件に当てはまる児童（この場合の児童とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を監護している父又は母や両親に代わってその児童を養育している人に支給されます。住所登録のある外国人も支給の対象になります。

- 父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- 父又は母が死亡した児童
- 父又は母が重度の障がいにある児童
- 父又は母の生死が明らかでない児童
- 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで産んだ児童（父に認知された児童も受給できる。）
- 父母とも不明である児童（棄児等）

手当の額

区分	全部支給の場合
児童1人のとき	月額 43,160円
児童2人のとき	上記に10,190円加算 月額 53,350円
児童3人以上のとき	上記に1人につき 6,110円加算

（令和2年4月以降）
※毎年手当の変更があります。

支給の制限 手当を受ける方の前年の所得が限度額以上である場合には、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全部又は一部が支給停止になります。

母子及び父子家庭等医療費助成事業

▶ こども支援課 児童福祉係 ☎968-2223
[有線]8-3559

母子及び父子家庭等医療費助成事業は、母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、もって、母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とするものです。

助成対象者 医療保険に加入している者（世帯）で、対象児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者で、次に掲げる者が対象となります。

- 母子家庭の母と児童
- 父子家庭の父と児童
- 養育者が養育する父母のいない児童

親子で遊ぼう教室

▶ こども支援課 児童福祉係 ☎968-2223
[有線]8-3559

幼児にとって遊びは生活の大部分を占める大切なものです。遊び、自然、社会、本、人との関わりを経験することが知識、感受性及び想像力を育ててくれる大きな力になります。保護者も、専門の先生から遊びとはどういうものか実践をとおして学びながら、子どもとともに遊び、他の親子と関わりながら親子の絆を深め、育児不安の解消を図ることを目的としています。



障がいをお持ちの方へ

障がいをお持ちの方に対して手帳を発行し、支援・サービスを行っています。

▶ 各種支援・サービスについて

障がい者の自立や医療のサポートを行っていますので、該当する方は必要書類をそろえ、手続きをしてください。

障がい児自立支援福祉サービス事業

▶ 保健福祉課 社会福祉係 ☎968-3559
[有線]8-3559

障がい児自立支援福祉サービス給付等の決定に関し、一割負担金及び上限負担金等を助成することにより、利用する児童が安心して自立訓練できる場を提供し、保護者の費用負担軽減を図ることを目的としています。

- 対象事業**
- 放課後等デイサービス
 - 児童発達支援（医療型含む）
 - 保育所等訪問支援
 - 日中一時支援
 - 日常生活用具給付
 - 補装具給付

届け出に必要な書類

- ①福祉サービス受給者証
 - ②領収証（事業所から発行されたもの）
 - ③印鑑（認印）
 - ④振込先口座の分かるもの（預金通帳・キャッシュカード）
- ※助成有効期間は、年度内に限る。（3月分については、4月末日まで）

特別児童扶養手当

▶ こども支援課 児童福祉係 ☎968-2223
[有線]8-3559

特別児童扶養手当は、身体や精神に障がいがある20歳未満の児童について、手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給資格者

- 身体障害者手帳のおおむね1級・2級程度に該当する方
- 療育手帳の判定がA・B程度の知的障がい又は同程度の精神障がいの方

※身体障害者手帳、療育手帳をお持ちでない方も対象になる場合があります。

手当の額

区分	手当額（月額）
1級の児童1人	52,500円
2級の児童1人	34,970円

（令和2年4月以降）

支給の制限 手当を受ける方の前年の所得が限度額以上である場合には、その年度（8月から翌年の7月まで）は、手当の支給が停止されます。

自立支援医療

▶ 保健福祉課 社会福祉係 ☎968-3559
[有線]8-3559

更生医療
指定医療機関において、障がいの程度を軽減、除去又は障がいの進行を防ぐ場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。受給者には、有効期間が1年以内の受給者証を交付します。

育成医療
身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる障がい児に対し、指定育成医療機関において治療等を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。受給者には、有効期間が原則3カ月以内の受給者証を交付します。

精神通院
指定医療機関において、通院による診療、投薬等を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。受給者には、有効期間が1年間の受給者証を交付します。

届け出に必要な書類

- ①申請書
- ②医師の診断書
- ③世帯調書及び税額証明書
- ④健康保険証（世帯全員分）

重度心身障害者（児）医療費助成

▶ 保健福祉課 社会福祉係 ☎968-3559
[有線]8-3559

医療保険を利用し、通院・診療所・薬局等で診療や投薬等を受けた場合の自己負担額を後日助成する制度です。ただし、入院時の食事療養費、医療保険外の診療は助成対象外となります。

対象経費

- 医療費の一部負担金の額
- 自立支援医療に係る自己負担額

届け出に必要な書類

- ①身体障害者手帳又は療育手帳の写し
- ②健康保険証
- ③世帯全員の住民票
- ④受給資格者又は配偶者、扶養義務者の所得証明書

障害福祉サービス

▶ 保健福祉課 社会福祉係 ☎968-3559
[有線]8-3559

障がいのある方への福祉サービスは、個々の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村において、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施される「地域生活支援事業」に大別され、具体的には下記のような種類に分けられます。

● 介護給付サービス

入浴、排せつ、食事の介護等居宅での介護、知的障害、精神障害、視覚障害により、行動上著しい困難がある方に対して、行動に生じる危険を回避するための援護や支援、医療が必要な方に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、短期間の入所(ショートステイ)、障がい児に対する日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等、放課後又は学校の休業日に生活能力向上の為の訓練等の提供。

● 訓練等給付サービス

自立した日常生活や社会生活を営むための訓練、就労に必要な知識・技能の向上を図るための訓練、働く場の提供、共同生活(グループホーム)への相談や日常生活上の支援。

● 地域生活支援事業

社会参加のための外出の際の移動支援、社会との交流機会の提供、社会適応のための日常的訓練、視覚等の障がい者のための手話通訳者や要約筆記者の派遣、自立した日常生活を支援する用具の給付、障がい者や障がい児の保護者からの相談に対して情報の提供や助言。

サービス利用の手続き

上記に掲げた種類のサービス(介護給付サービス、訓練等給付サービス、地域生活支援事業)を利用するためには、町にサービス利用申請をして審査、判定を受ける必要があります。

その結果、障害支援区分を決定され受給者証が交付されます。利用者は、サービス提供事業者と契約し、サービスの利用が始まります。

▶ 各種手帳について

手帳は、障がい者であることの証や一貫した療育・援護や福祉サービスを受けるために必要なものです。必要とする方は書類をそろえ、速やかに手続きを行ってください。

身体障害者手帳

▶ 保健福祉課 社会福祉係 ☎968-3559
[有線]8-3559

障がいに関するさまざまな福祉制度の適用を受けるためには、原則として身体障害者手帳の交付を受ける必要があります。

身体障害者手帳は、以下の一定以上の永続する障がいのある方に、身体障がい者であることを証するものとして、県知事が交付する手帳です。

障がいの程度は、重い方から順に1級から6級までの等級があります。

- 種類・等級**
- 視覚障害(1から6級)
 - 聴覚障害(2、3、4、6級)
 - 平衡機能障害(3、5級)
 - 音声、言語又はそしゃく機能障害(3、4級)
 - 上肢、下肢機能障害(1から7級)
 - 体幹機能障害(1、2、3、5級)
 - 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(1から7級)
 - 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害(1、3、4級)
 - ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(1から4級)
- (注) 肢体不自由の7級が2以上重複する場合は6級となります。



届け出に必要な書類

- ① 身体障害者手帳交付申請書
- ② 指定医の診断書
- ③ 顔写真(たて4 cm×よこ3 cm) 2枚
- ④ 印鑑
- ⑤ 承諾書

手帳交付後届け出を必要とする事項

- 居住地・氏名が変わった場合(他市町村へ転出した場合は、転出先の担当窓口へ)
- 手帳を紛失・破損した場合(顔写真1枚が必要です)
- 障がい程度が変わった場合・障がいを追加する場合(新たに診断書及び顔写真2枚が必要です)
- 対象者が死亡した場合・手帳が不要となった場合(返還届の提出が必要です)

精神保健福祉手帳

▶ 保健福祉課 社会福祉係 ☎968-3559
[有線]8-3559

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がい者の方の社会復帰・社会参加の促進を目的として、県知事が交付する手帳です。

障がいの程度は、重い方から順に1級から3級までの等級があります。

対象者 精神疾患を有する者のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活に制限のある方。

- 種類・等級**
- 1級 精神障がいであって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 2級 精神障がいであって日常生活が著しい制限を受けるか、又は制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 3級 精神障がいであって日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

届け出に必要な書類

- ① 障害者手帳申請書
- ② 医師の診断書(初診日から6カ月以上経過した時点のもの)
(注) 障害年金(精神障がいによるものに限る)を受給している方は、年金証書の写し又は年金払込通知書があれば診断書を省略できます。
- ③ 顔写真(たて4 cm×よこ3 cm) 1枚 ④ 印鑑
(注) 診断書での申請の場合は、自立支援医療(精神通院)のとき申請も可能です。

手帳交付後届け出を必要とする事項

- 居住地・氏名が変わった場合(他市町村へ転出した場合は、転出先の担当窓口へ)
- 手帳を紛失・破損した場合(顔写真1枚が必要です)
- 障がい程度が変わったと思われる場合(診断書等が必要です)
- 対象者が死亡した場合・手帳が不要となった場合(返還届の提出が必要です)
(注) いずれの場合も印鑑が必要です。

▶ 生活保護

条件に該当する方は、必要書類をそろえ速やかに手続きを行ってください。

生活保護制度について

▶ 保健福祉課 社会福祉係 ☎968-3559
[有線]8-3559

生活保護法は、病気や身体の障がい等何らかの事情により真に生活に困った場合その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としています。

療育手帳

▶ 保健福祉課 社会福祉係 ☎968-3559
[有線]8-3559

療育手帳とは、知的に障がいのある方が一貫した療育・援護や福祉サービス、各種制度の優遇措置を受けやすくするために、県知事が交付する手帳です。

沖縄県の障がいの程度は、A1(最重度)A2(重度)B1(中度)B2(軽度)に区分しています。

対象者 下記の機関において、知的障がいがあると判定された方

- 18歳未満の児童…児童相談所
- 18歳以上の方…知的障害者更生相談所

届け出に必要な書類

- ① 療養手帳交付申請書
- ② 顔写真(たて4 cm×よこ3 cm) 2枚
- ③ 印鑑
- ④ マイナンバー
- ⑤ 生育歴

手帳交付後届け出を必要とする事項

- 居住地・氏名が変わった場合(他市町村へ転出した場合は、転出先の担当窓口へ)
- 手帳を紛失・破損した場合(顔写真2枚が必要です)
- 障がい程度が変わったと思われる場合(再判定が必要となります)
- 対象者が死亡した場合・手帳が不要となった場合(返還届の提出が必要です)
(注) いずれの場合も印鑑が必要です。

● その他

障がい程度が変化する場合があるため、再判定の制度があります。療育手帳に記載されている次の判定年月の1、2カ月前に、直接児童相談所・更生相談所までお電話でお申し込みください。なお、再判定年月の前でも、障がい程度に変化がある可能性がある場合には、再判定を受けることが可能です。

高齢者の方へ

高齢者の方やその世帯向けにさまざまなサービスや支援を行っています。

▶ 祝金支給事業

高齢者の長年にわたる貢献と功績に感謝し、そして長寿を祝うために一定金額を該当者に支給しています。

敬老祝金支給事業

▶ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5933
(保健福祉センター) [有線]8-5933

高齢者に対し、敬老祝金を支給することにより、その長寿を祝い、敬老の意を表し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

受給資格 金武町の住民となった日から起算して3カ月を経過した者で、9月15日現在満70歳以上の方。

支給時期 敬老週間中

高齢者祝金等支給事業

▶ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5933
(保健福祉センター) [有線]8-5933

高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し、併せて敬老思想の高揚を図るため、高齢者に対し、祝金等を支給するものです。

支給対象者 当該年度の9月15日において、金武町の住民となった日から起算して3カ月を経過した方。

支給時期 米寿祝・カジマヤー祝 当該祝日又はそれに近い日。ただし、100歳以上の方については、老人の日以降。



▶ 高齢者の生活支援・サービス

高齢者とその家族の生活をサポートするさまざまな支援事業を行っています。支援が必要な方は手続きを行ってください。

生きがい活動支援通所事業

▶ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5932
(保健福祉センター) [有線]8-5932

おおむね60歳以上で介護保険対象外の単身世帯、老人世帯、家にとじこもりがちな高齢者を対象に健康チェック、レクリエーション、給食サービス、入浴サービス等を行います。

軽度生活援助事業

▶ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5933
(保健福祉センター) [有線]8-5933

介護保険対象外で65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯にホームヘルパーを派遣し、日常生活の援助を行います。

食の自立支援事業

▶ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5933
(保健福祉センター) [有線]8-5933

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、調理が困難な者及び支援する者がいない世帯に対し食事を配達し、老人世帯の安否確認を行います。

老人福祉医療助成事業(オムツ助成)

▶ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5933
(保健福祉センター) [有線]8-5933

おおむね65歳以上の寝たきり老人及び認知症の老人で、オムツの使用が必要と認められる状態が6カ月以上継続している方にオムツ代を助成します。

高齢者等いきいき住宅改造費助成事業

▶ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5933
(保健福祉センター) [有線]8-5933

おおむね65歳以上の在宅高齢者及び身体障害者手帳の交付を受けた者(1級～2級)。介護保険の利用者は住宅改修限度額20万円を超えた場合が対象(上限10万円)。

寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業

▶ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5933
(保健福祉センター) [有線]8-5933

おおむね65歳以上のひとり暮らしや身体障がい者で老衰、心身の障がい及び病気等の理由により寝具類の衛生管理が困難な方に対して、寝具類の洗濯、消毒、乾燥サービスを行います。

▶ その他支援事業

相談や予防接種等、その他の支援が必要な方は次のところに届け出てください。

緊急通報システム

▶ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5933
(保健福祉センター) [有線]8-5933

在宅のひとり暮らし老人等が急病又は事故等の緊急事態に陥った場合に迅速な救助等ができる緊急通報システムを整備し、適切な対応を図ることによりひとり暮らしの老人等の日常生活上の安全確保と不安を解消することを目的とします。

利用対象者 ①ひとり暮らしの65歳以上の者で、身体上慢性疾患がある等日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者
②65歳以上の老人世帯で、身体上慢性疾患がある等日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者
③ひとり暮らし又は65歳以上の老人と同居の重度身体障がい者で、慢性疾患がある等日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者
④その他町長が特に事業の利用を必要と認める者

費用負担 利用者負担……通話料及び電気料
金武町負担……機器の整備に要する諸経費

成年後見制度利用支援事業

▶ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5933
(保健福祉センター) [有線]8-5933

認知症の高齢者で判断能力が乏しく、又、配偶者及び4親等以内の親族がいない場合、市町村長が本人の保護及び福祉向上を図るため審判請求を行うことができます。

家族介護慰労金支給事業

▶ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5933
(保健福祉センター) [有線]8-5933

在宅で要介護高齢者等の介護を行う家族に対し、家族介護慰労金を支給することにより、当該家族等の精神的、経済的負担の慰労を図ることを目的に年間10万円支給します。

支給対象者 ①介護保険の要介護認定を受けている方で介護度4又は5に相当する方
②市町村民税非課税世帯の在宅寝たきりの方
③過去1年間合算して180日以上入院のない方
※①、②、③のすべてに該当する方

地域包括支援センター

▶ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5933
(保健福祉センター) [有線]8-5933

おおむね65歳以上の虚弱者や認知症、寝たきりの方又はその家族を対象に在宅介護に関する相談(電話、面接、訪問)に応じます。保健福祉サービスの紹介や介護保険の代理申請もを行います。相談は無料です。秘密は厳守します。(夕方5時以降及び土・日・祝日の電話相談は施設(光が丘)へ転送されます。)

高齢者インフルエンザ予防接種

▶ 保健福祉課 保健予防係 ☎968-5932
(保健福祉センター) [有線]8-5932

金武町在住で65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある方を対象として一部公費負担によるインフルエンザ予防接種を実施しています。実施医療機関は、町内の診療所やクリニック及び北部地区・中部地区・南部地区医師会に加盟している医療機関です。なお、対象者には実施期間前に予防票を同封した通知書を送付いたしております。

実施期間 10月～翌年1月(年度によって期間の変更もあります)

自己負担金 1,000円(生活保護世帯は個人負担免除)



福祉



福祉

介護保険

介護保険とは、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要支援及び要介護状態となった方が、安心して生活できるように社会全体で支える制度です。

介護保険制度を支える為に、40歳以上の方が納める保険料が介護保険料です(任意保険ではありません)。40歳から64歳まで加入している医療保険の中で算定され、65歳以上の方は医療保険から独立して介護保険料が発生します。

▶ 介護保険サービスの利用

▶ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5933
[有線]8-5933

介護保険制度では、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態(要支援状態)になった場合や、寝たきりや認知症等で介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合に介護保険サービスを受けることができます。

この要支援状態や要介護状態にあるかどうか、又、どの程度の要支援状態・要介護状態かの判定を行うのが要介護認定です。

要介護認定は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定めて決定されます。

◆ 要介護状態区分等

要介護状態区分等	要介護別の状態(例)
自立(非該当)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力のある状態
要支援1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の低下等により、予防給付の利用について適切な理解が困難である状態
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態

※この要介護別の状態(例)は目安であり、実際の審査判定は、その他の調査項目と併せて総合的に判断します。

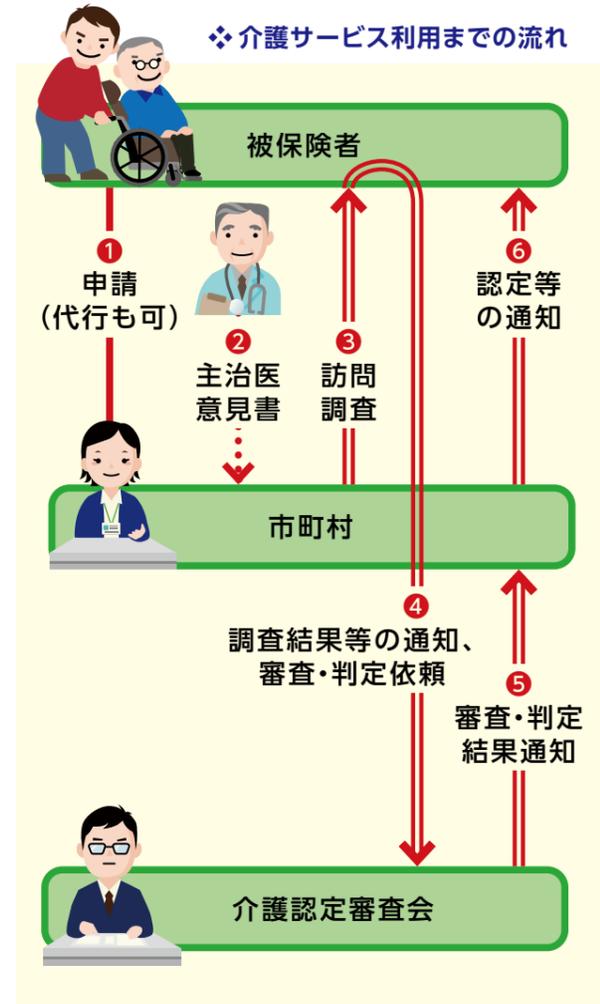
介護サービスの種類

① 介護予防サービス

介護予防サービスは、要介護者(介護が必要な方)の発生をできるだけ防ぎ、日常生活を送る上で、「自立」に向けた生活が送れるように支援することを目的としています。要介護度が「要支援1」「要支援2」と認定された要支援者(支援が必要な方)が利用できます。

なお、介護予防サービスを利用する場合、事前に介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成して、計画的な介護予防を行う必要があります。ケアプランの作成は無料です。

詳しくは、金武町地域包括支援センターに相談してください。



② 居宅介護サービス

居宅介護サービスは、「要介護1～5」と認定された要介護者(介護が必要な方)が利用できます。介護度がさらに重くなることを防止し、日常生活を送る上でできる限り介護状態を維持、又は軽減することを目的としたサービスです。

なお、居宅介護サービスを利用する場合、事前に居宅サービス計画(ケアプラン)を作成して、計画的に介護をする必要があります。ケアプランの作成は無料です。ケアプランは居宅介護支援事業所のケアマネジャーと利用者が話し合いのもと作成します。

③ 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要なサービスが異なるため、原則として、他の市町村のサービスは受けられません。

※原則として、事業所の所在する市町村の住民のみが利用可能です。

④ 施設介護サービス

要介護度が「要介護1～要介護5」と認定された「要介護者」(介護が必要な方)が利用できるサービスで、施設に入所してサービスを受けます。

施設は、どのような介護が必要かによって4つのタイプに分かれます。この中から入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで、契約を結びます。

(サービスの種類) ● 介護老人福祉施設
● 介護老人保健施設
● 介護療養型医療施設
● 介護医療院

⑤ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修

福祉用具貸与とは日常生活や介護に役立つ福祉用具をレンタルするサービスです。利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図ります。

特定福祉用具販売とは、日常生活や介護に役立つ福祉用具を販売するサービスです。利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図ります。福祉用具販売では、その用途が「貸与になじまないもの」であるものとなっています。

住宅改修とは、在宅の利用者が、住み慣れた自宅で生活が続けられるよう生活環境を整えるために、小規模な住宅改修を行うサービスです。

(サービスの種類) ● 福祉用具貸与
● 特定福祉用具販売
● 住宅改修

Q1 「居宅介護支援事業所」って何?

A 「居宅介護支援事業所」とは保険者の指定を受けて、ケアマネジャー(介護支援専門員)を配置しているサービス事業所のことです。利用者が最適な介護サービスを受けられるよう、相談を受けたり、介護サービス提供事業所と調整を図ったりする在宅介護の拠点となる事業所です。

(こんなことをします)

- サービス利用の相談・アドバイス
- 要介護認定等の手続きの代行
- ケアプランの作成、見直し
- 介護サービス提供事業所との連絡調整
- 介護保険施設の紹介

Q2 「ケアマネジャー」とはどんな人?

A 利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態に合ったサービスが利用できるように導いてくれる介護の専門家です。

Q3 「ケアマネジャー」は自分で選べるの?

A ケアマネジャーは利用者が選ぶことができますし、変えることもできます。その場合は市町村役場の介護保険担当窓口や地域包括支援センター(裏表紙参照)に相談しましょう。

Q4 緊急にサービスを利用したいです! →利用できます。

A 市町村役場に申請してから認定結果が届くまでには、約1カ月程度かかります。緊急のとき等認定結果が出る前にサービスを受ける必要がある場合は、まずはケアマネジャーに相談しましょう。介護サービスの暫定プランを立てて、サービスを利用することができます。ただし、認定結果が「自立(非該当)」となった場合は、利用したサービスは保険が適用されず、全額自己負担となりますので、ご承知の上サービスを利用してください。

Q5 認定結果に不満があります! →相談できます。

A 要介護認定の判定に不服がある場合は、まず市町村役場の介護保険窓口にご連絡ください。それでも解決しない場合は都道府県の「介護保険審査会」に相談できます。



介護保険料

段階	対象者		保険料率	
第1段階	本人が 住民税 非課税	世帯全員が 住民税非課税	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80万円以下の方	基準額 × 0.50
第2段階			・前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80万円以上120万円以下の方	基準額 × 0.75
第3段階			・前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120万円を超える方	基準額 × 0.75
第4段階	世帯に 住民税課税者がいる	・年金収入等80万円以下の方 ・年金収入等80万円を超える方	基準額 × 0.90	
第5段階			基準額 × 1.00	
第6段階	本人が 住民税 課税	・前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	
第7段階		・前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.30	
第8段階		・前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	
第9段階		・前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.70	
第10段階		・前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.80	
第11段階		・前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 × 1.90	
第12段階		・前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額 × 2.00	
第1段階軽減後保険料			0.45	

利用者負担の軽減

利用者負担が過重にならないよう、所得の低い方にはさまざまな制度があります。

●負担限度額認定(食費・居住費の減額)

介護保険施設サービス、短期入所サービスの利用者の食費・居住費が減額される制度です。低所得の方は所得に応じて自己負担の限度額が設けられ、これを超える利用者負担はありません。(この負担限度額を超えた分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。)

※負担限度額認定を受けるためには事前に申請が必要です。

利用者負担 段階	食費 (1日)	居住費(1日)			
		多床室	従来型 個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室
第1段階	300円	0円	490円 (320円)	490円	820円
第2段階	390円	370円	490円 (420円)	490円	820円
第3段階	650円	370円	1,310円 (820円)	1,310円	1,310円
第4段階 (基準費用額)	1,380円	370円 (840円)	1,640円 (1,150円)	1,640円	1,970円

※()内の金額は介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合

利用者負担段階は以下のとおりです。

第1段階	・住民税非課税世帯で高齢福祉年金を受けている方 ・生活保護を受給している方
第2段階	・住民税非課税世帯(別世帯の配偶者も非課税)で、合計所得金額 + 課税年金収入額の合計額が80万円以下で、かつ、預貯金等の残額が一定額以下の方(単身:1,000万円、夫婦:2,000万円)
第3段階	・住民税非課税世帯(別世帯の配偶者も非課税)で、合計所得金額 + 課税年金収入額の合計額が80万円を超え、かつ、預貯金等の残額が一定額以下の方(単身:1,000万円、夫婦:2,000万円)
第4段階	・住民税課税世帯の方・配偶者が住民税課税者の方 ・預貯金等の残額が一定額を超える方(単身:1,000万円、夫婦:2,000万円)

▶地域支援事業

▶保健福祉課 高齢者福祉係 ☎968-5933
[有線]8-5933

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つに分けられ、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として実施する事業です。



介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス
 - ・食事・入浴・排せつの介助等の身体介護や掃除・洗濯・調理等の生活援助
 - ・保健師等の専門職による相談、指導等の短期集中予防サービス
 - ・通所型サービスの送迎、通院等の送迎前後の付き添い支援等
- 通所型サービス
 - ・食事・入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーション等
 - ・ミニデイサービス、レクリエーション、体操・運動等自主的な通いの場
 - ・保健師等の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス等
- その他生活支援サービス
 - ・栄養改善や見守りを目的とした配食サービス
 - ・地域住民やボランティアが主体となる定期的な訪問等

②一般介護予防事業

一般介護予防事業は、次の5つの事業を実施します。これらの事業を利用できるのは、65歳以上の全ての高齢者と、その支援のための活動に関わる者です。

- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業

①地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域の高齢者の生活を支援する拠点として、次の4つの業務を行います。

- 介護予防支援事業
要支援の方等を対象に介護予防プランを作成します。
- 総合相談支援業務
総合相談を受け、どのような支援が必要か把握し、適切なサービス、制度又は機関へつなぎます。
- 権利擁護や虐待防止
権利擁護や虐待防止を目的にネットワーク作りや必要なサービスへつなぐ等の支援をします。
- 包括的・継続的ケアマネジメント業務
地域のケアマネージャーからの相談に対応し、指導助言等を行い支援します。

②在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携推進事業とは、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として実施する事業です。

③生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業とは、市町村が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的として実施する事業です。

④認知症総合支援事業

認知症総合支援事業とは、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」(以下「支援チーム」という。)を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的として実施する事業です。

⑤地域ケア会議推進事業

地域ケア会議推進事業とは、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体等により構成される会議を設置して、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していく事業です。

又、会議を通して共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけ、実施していく事業です。

任意事業

任意事業とは、地域の高齢者やその高齢者を介護する者等に対し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的として実施する事業です。



住みよい生活環境

住まいと暮らし

町民が快適に暮らせる町を目指して、建築物や公共施設等の整備を行っています。

▶ 建築物等について

自然と調和した景観をつくるために、大規模の建築物を建設する場合は、制限を設けています。町の確認・承認を受けてから建設してください。

沖縄県景観形成条例に基づく大規模行為の届け出

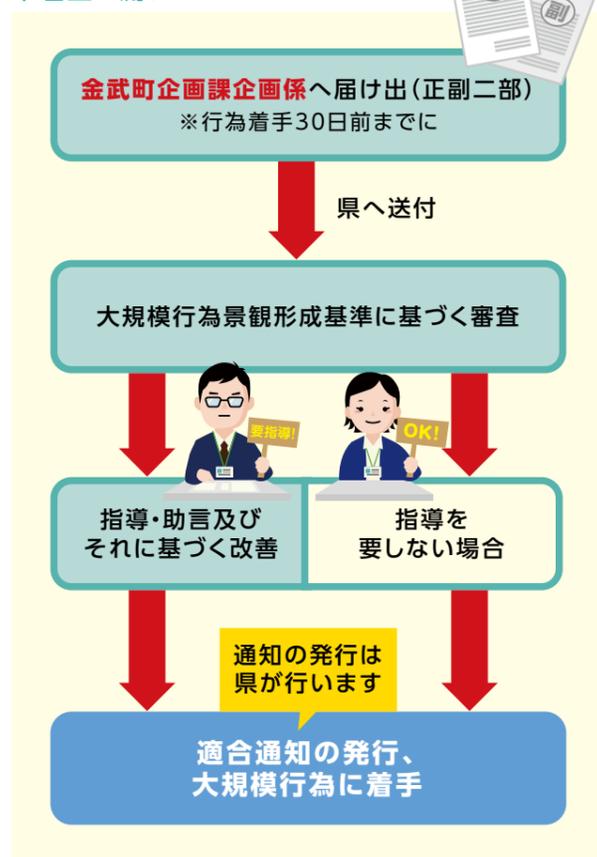
▶ 企画課 企画係 ☎968-6262
[有線]8-6262

● 大規模行為の届け出とは

自然と調和した質の高い生活環境としての景観づくりが重視されています。周辺景観に影響を及ぼすことが予想される大規模な建築物等については届け出が必要となります。

「大規模行為」の規模については、建築物の高さ13m以上又は建築面積1,000㎡以上となっています。詳しくは窓口でお尋ねください。

◆ 審査の流れ

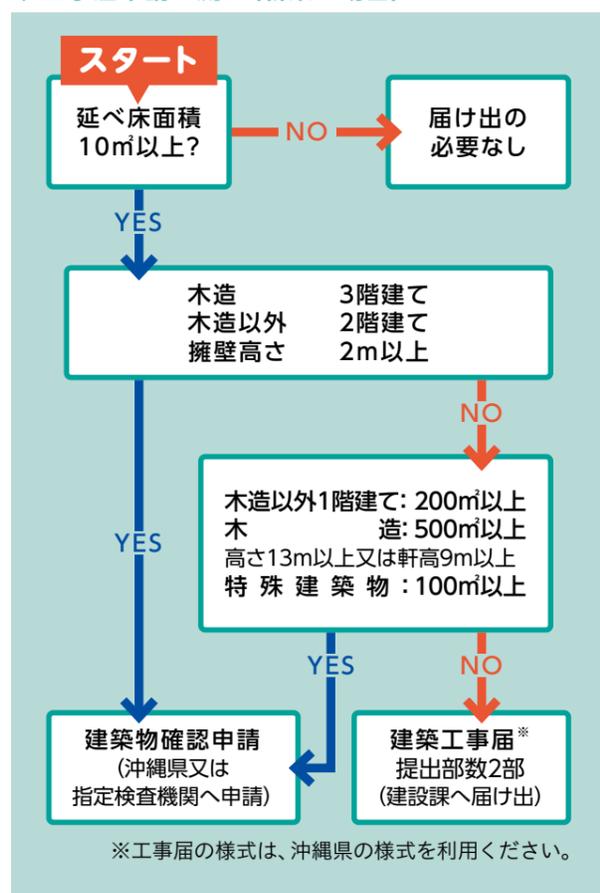


建築確認・工事届の申請について

▶ 建設課 建設第1係 ☎968-2443
[有線]8-2443

家を新築・増築又は擁壁をする際に、別表①共同住宅、②木造又は③木造以外(鉄筋コンクリート等)及び工作物(擁壁)の条件にあてはまるものは、申請書を建設課に提出してください。なお、10㎡以下は、届け出の必要はありません。ただし、2階を増築する場合は、面積に関係なく確認申請が必要です。

◆ 工事届申請の流れ(新築の場合)



◆ 別表) 確認要請を要する建築物等

適用区域	用途・構造	規模	工事種別	確認期限	確認申請を必要としない物
全国	① 特殊建築物 劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場 病院・診療所(患者の収容施設のあるもの)・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舍・児童福祉施設 学校・体育館・博物館・美術館・図書館・ポウリング場・スケート場・水泳場・スキー場・スポーツ練習場 百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店・物品販売業を営む店舗(床面積>10㎡) 倉庫 自動車車庫・自動車修理工場・映画スタジオ・テレビスタジオ	その用途の床面積>100㎡	新築 増改移 建築 築転	21日	(1) 防火・準防火地域外で増築・改築・移転で延べ面積≤10㎡のもの(建法6の2) (2) 災害があった場合の応急仮設建築物(建法85の1・2) (3) 工事用仮設建築物(建法85の2) (4) 国・都道府県・建築主事を置く市や特別区等が建築する場合(建法18) (5) 宅地造成等規制法による許可を要する擁壁(建法88の4)
	② 木造	階数≥3 又は 延べ面積>500㎡ 又は 高さ>13m 又は軒高9m	大規模の修繕 大規模の模様替 特殊建築物への用途変更(建法87の1)		(6) 本表に該当しない場合
	③ 木造以外(鉄筋コンクリート造)	階数≥2 又は 延べ面積>200㎡			
都市計画区域内又は知事の指定区域	①~③以外のすべての建築物	規模に関係なし	建築	7日	
全国	建設設備 エレベーター エスカレーター等特定行政庁が指定するもの(し尿浄化槽・合併処理浄化槽を除く)		設置	7日	
	工作物 煙突 高さ>6m 柱 高さ>15m 広告塔等 高さ>4m 高架水槽、サイロ 高さ>8m 擁壁 高さ>2m ・観光用エレベーター・エスカレーター(一般交通用は除く) ・高架の遊戯施設(ウォーターシュート・コースターの類) ・原動機付回転遊戯施設(メリーゴーランド/飛行塔の類)		建築	7日	
	(用途規制が適用される指定工作物) 製造施設・貯蔵施設・自動車車庫・遊戯施設・処理場等		建築	21日	

〈MEMO〉1 確認制度の合理化のため、上記①~③のうち建設大臣が指定する規格化型式の住宅の新築及び増築のうち、建築士の設計した建築物の建築に関しては、単体規定の一部を確認及び工事完了検査の対象規定から除外される。(建法6の2、7の2、建令13の2)
2 確認期間は、主事が受理した日からの期限であるが、出先庁経由の場合、これ以外に余分の日数がかかることに注意すること。

◆ 建築設備及び工作物の申請手数料

申請種別	確認	完了検査
建築設備(電動ダムウェーター以外のもの)	9,000円	13,000円
電動ダムウェーター	4,000円	8,000円
工作物	8,000円	9,000円

※計画変更の場合の確認申請手数料は、建築設備(電動ダムウェーター以外)については5,000円、電動ダムウェーターについては3,000円、工作物については4,000円。
※申請書の手続きをしない場合、工事の中止や取り壊し、移転・改築、使用禁止・使用制限等の措置を行う場合があります。

住みよい生活環境

住みよい生活環境

❖ 建築物の申請手数料

床面積の合計	確認	完了検査
30平方メートル以内のもの	5,000円	10,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	9,000円	12,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	14,000円	16,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	19,000円	22,000円
500平方メートルを超え、1000平方メートル以内のもの	34,000円	36,000円
1000平方メートルを超え、2000平方メートル以内のもの	48,000円	50,000円
2000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	140,000円	120,000円
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	240,000円	190,000円
5万平方メートルを超えるもの	460,000円	380,000円

※計画変更の場合の確認申請手数料は、当該変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

❖ 建築士の設計範囲

構造	①木造(注1)			②鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、 コンクリートブロック造、無筋コンクリート造		
	階数=1	階数=2	階数=3	階数≦2	階数≧3	高さ>13m、軒高>9m
高さ 延べ面積 (㎡)						
30以内	資格要求なし (だれでもよい)			資格要求なし		
100以内	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士			一級建築士又は二級建築士		
200以内						
300以内						
500以内	※			一級建築士		
1000以内						
1000を超える						

注1:高さ13m又は軒の高さ9mを超える木造建築物の場合は、一級建築士に限る。

※印部分の、学校・劇場・映画館・観覧場・公会堂・集会場(オーデトリウムのないものを除く)・百貨店の場合は、一級建築士に限る。



▶ 上下水道料金について

上下水道料金には、次のお支払い方法があります。

口座振替	口座振り替え払いの依頼・解約の手続きは、金融機関で行っておりますので、預金通帳、預金通帳印、領収書(水道番号が明記されたもの)をご持参のうえ手続きを行ってください。
自主納付	● 沖縄銀行、● 琉球銀行、● 沖縄県農業協同組合、 ● 郵便局ゆうちょ銀行、● コンビニエンスストア



▶ 上水道について

▶ 上下水道課 水道係 ☎968-3950 [有線]8-3950

家庭の水道工事(給水装置の新設・改造等)

金武町が指定した給水装置工事業者に申し込んでください。指定事業者以外は工事を行うことができません。

入居時の給水申し込み

入居の場合は、開栓手続きが必要です。時間に余裕をもって上下水道課へお越しください。

申請に必要なもの ①認印 ②手数料
③身分証(免許証等)



転居のとき

料金精算のため閉栓手続きが必要です。時間に余裕をもって上下水道課へお越しください。

申請に必要なもの ①認印

登録内容の変更

水道使用者、所有者に変更がある場合には、ただちに新名義人への変更手続きを行ってください。

申請に必要なもの ①認印

上水道のトラブル

● 水が出ないときは

自分の家
だけ
出ないとき

メーター以降のバルブが開いているか調べてみましょう。バルブは左側に回すと開きます。又タンクを使用している建物では、タンク内のボールタップ(浮き)が満水位で硬直し、水位が下がっても水が補給されずタンクが空になり、水が出ない場合があります。そのときは、ボールタップを上下に動かしてください。以上を調べても水が出ない場合はお電話ください。

近所一帯
が
出ないとき

水道工事や突発事故で断水していることが考えられます。水道工事で断水する場合は前もってチラシ等でお知らせしています。アパート等の共同住宅ではポンプの故障が考えられます。まず建物の管理者や所有者に連絡してください。

● 水がにごったときは

赤い水
が出る

断水や水道工事等で、水道管を流れている水の速さや方向が変わり赤い水が出る場合があります。しばらく水を流しておくとう透明な水に戻ります。常時赤い水が出る場合はお電話ください。

白い水
が出る

水の中に空気の小粒が入ったために水が白く見えることがあります。コップに水を取りしばらくすると水が澄んでいきますので気泡だとわかります。異常ではありませんので安心してお使いください。

❖ 漏水の早期発見のため月に一度はメーターを見ましょう

タンクのあるご家庭では、蛇口をしめてもタンクへ給水する場合がありますので、朝一番の水を使う前にメーターを見てください。銀色の水車が回っていたら漏水の可能性があります。早めに金武町給水装置工事指定店へ修理を依頼してください。

❖ タンクを設置している場合

タンクは年に一度清掃及び点検をしましょう。



▶ 下水道について

町の農業集落排水(下水道)

▶ 上下水道課 下水道係 ☎968-3950
[有線]8-3950

町では、農業集落排水補助事業を活用して「屋嘉」、「並里・金武」、「伊芸」に農業集落排水施設(下水道)を整備し供用を開始しています。

- 対象地区**
- 屋嘉地区
 - 並里・金武地区
 - 伊芸地区

※対象地域に含まれる場合であっても、機械的・地理的要因により接続不可能な場合がございます。ご了承ください。

● 農業集落排水へ接続するには

農業集落排水への接続は、町指定の排水設備指定工事店へ依頼し、上下水道課へ申請の上、公共マス(宅地内等に金武町が設置したもの)への接続工事を行ってください。後日、町の検査があります。

● 農業集落排水への接続工事

農業集落排水に汚水を排除させるための宅内排水設備工事(町が設置した公共マスへの接続等)は、町指定工事店でなければできません。

又、工事費がどの程度かかるのかは工事場所の状況等で変わってきます。

※雨どいは絶対に農業集落排水につながらないでください。

● 農業集落排水への接続後には

接続後は排水施設の維持管理のため、右記の点に留意し正しい使い方にご協力ください。

❖ 農業集落排水施設とは

農業集落排水施設とは、農村地域の生活環境の向上・農業用水及び公共用水域の水質保全等を目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂から出た汚水を処理場に集め、きれいにして河川等に戻す施設であり、農村下水道ともいわれます。

- トイレではトイレトーパー以外の紙は使用しないでください。
- 天ぷら油等の油脂類を流すとつまりや悪臭の原因となりますので、流さずに廃油パック等を使用しましょう。
- 洗面所や風呂場等の排水口は、ごみ取りネット等でごみを撤去しましょう。
- 油脂類を多量に使用のご家庭や店舗等は、油分離マス(グリストラップ)を設置してください。
- グリストラップが設置されているご家庭や店舗は、定期的な清掃をお願いします。(目安:月2回程度)



▶ 公共物について

公園や街灯等の公共物は、使用・修繕等をする際に許可が必要になります。

公園内の占有

▶ 建設課 建設第1係 ☎968-2443
[有線]8-2443

公園を占有する場合は町長の許可を受けてください。又、許可を受けようとする者は、公園使用許可申請書(様式1号)を町長に提出してください。

※金武地区公園、浜田原公園、スポーツ広場、大川西公園、オランダ森公園等



金武町内地区

▶ 総務課 行政係 ☎968-2111
[有線]8-2111

本町には、5つの地区があり、それぞれが町民の最も身近な地域共同体として、住民の意思や要望を町政に反映させる重要な役割を担っています。

行政区	事務委託者名	住所	電話
金武区	宜野座 武	字金武151番地	968-2108
並里区	與那城 直也	字金武714-1番地	968-2102
中川区	花城 清隆	字金武10543-1番地	968-2407
伊芸区	安富祖 稔	字伊芸778-1番地	968-2147
屋嘉区	島本 勇人	字屋嘉360-1番地	964-2040

令和2年3月31日現在

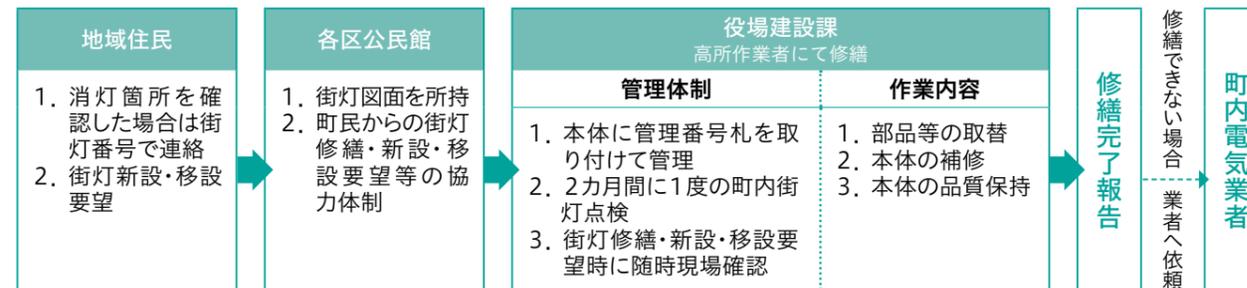
街灯管理

▶ 建設課 建設第2係 ☎968-2443
[有線]8-2443

街灯の修繕・新設・移設に関するの要望は建設課建設第2係で対応しています。又、各地区公民館に街灯の管理図面において、協力体制をとっています。



● 街灯連絡・管理体系フローチャート



町営住宅

▶ 住民生活課 生活環境係 ☎968-2460
[有線]8-2460

町営住宅は住宅に困っている所得の低い人に対して安い家賃で賃貸することにより生活の安定を図るための住宅です。申込方法については次のとおりです。

申込資格【一般世帯】

1. 申込日現在、金武町に住所を有すること
※中川第4団地については、子育て世帯向け住宅となっている為、県内に住所があり、小学生以下の児童生徒がいる世帯であること。
2. 同居親族がいること(婚姻の届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の実情にある者、その他の婚姻予約者を含む)

【単身世帯】

1. 対象住宅は、1LDK以内の住戸に限る
2. 金武町内に1年以上居住している単身者で次のいずれかに該当していること
 - ① 申込時現在で60歳以上の者
 - ② 身体に障がいがある者(1級から4級に該当する者)
 - ③ 精神に障がいがある者(1級から3級に該当する者)
 - ④ 知的障がいがある者(A1からB2級に該当する者)
 - ⑤ 生活保護を受給している者
 - ⑥ DV被害を受けている者

【共通事項】

1. 町税等を滞納していないこと
2. 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと
3. 入居予定している世帯に所得の合計が基準内であること

公募の方法

4. 応募者や同居する親族、又は同居しようとする親族が暴力団員等でないこと
- 金武町広告式条例に規定する掲示場(金武町役場前、各区公民館にある掲示板)に掲示、有線放送にて放送

※町営住宅の空き家がある場合、毎年4月～5月、9月～10月の期間に募集を行う。

◆ 申込みに必要な書類

町営住宅入居申請書、住民票謄本、所得課税扶養証明書、納税証明書、資産証明書、その他書類(障害者手帳等)

❖ 町営住宅一覧

団地名(建築年)	所在地	間取り	戸数
浜田団地(平成9年～10年)	字金武4208番地1	1DK 3DK	4 54
並里団地(平成16年)	字金武1735番地	1LDK 3LDK	6 20
屋嘉団地(昭和59年)	字屋嘉227番地1	3DK	12
屋嘉第2団地(平成15年)	字屋嘉1667番地3	1DK 3LDK	6 18
中川団地(昭和61年)	字金武10541番地4	3DK	12
中川第2団地(平成2年～3年)	字金武10680番地1	3DK	18
中川第3団地(平成14年)	字金武10357番地3	1DK 3LDK	6 17
中川第4団地(令和元年)	字金武10153番地	3LDK	12



住みよい生活環境

住みよい生活環境

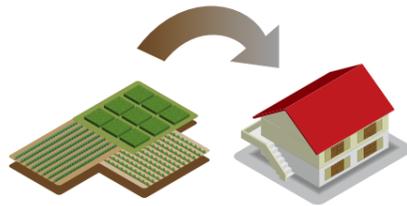
農林関連について

農地や農業に関する補助事業、畜産関連の補助事業等さまざまな事業を行っています。

農地の転用

▶ 農業委員会事務局 ☎968-4717
[有線]8-2645

農地の転用には許可が必要です。農地転用とは農地を農地以外にすることです。すなわち、農地を住宅用地や工場用地・駐車場・資材置場等の用地に転換することです。又、農地の転用が受けられない地域(農業振興地域の農用地区域)もありますので、転用を計画している方は前もってお問い合わせください。なお農地転用を申請する場合は、農業委員会の窓口で許可申請の手続き(毎月15日締め切り)をし、町の農業委員会の総会で審議後県へ進達し約2カ月後に許可となります。



農地のきまり

▶ 農業委員会事務局 ☎968-4717
[有線]8-2645

農地を農地のまま他人に貸したり、売ったりする場合は、許可申請が必要です。又、贈与する場合も許可申請が必要となります。農家住宅、駐車場、資材置き場等、農地以外の目的に使用(転用)する場合は、届け出もしくは許可申請が必要です。なお、農業振興地域の農用地に指定されている場合は、事前に農林水産課の除外申請手続きが必要となります。農地の埋め立てや盛り土をする場合は、届け出もしくは許可申請が必要です。なお、埋め立て地が農業振興地域の農用地区域に指定されている場合は、農林水産課の適合証明が必要となります。

生産器具及び施設資材購入補助

▶ 農林水産課 農政係 ☎968-2645
[有線]8-2645

農林水産業の奨励を図るため、個人及び団体が農林水産業の生産向上に役立つ有用なる機具、施設、資材を購入する場合、その経費に対し予算の範囲内において補助金を交付します。

対象者 町内に住所を有する者で耕作面積が50アール以上耕作し、又は、漁業就業日数が年間90日以上就業している者。

申請方法 補助金交付申請書を12月末までに町長に提出。

肥料購入補助

▶ 農林水産課 農政係 ☎968-2645
[有線]8-2645

農業の生産を高め農家所得の増大と生産意欲を促進し農業経営の安定を維持するため肥料を購入した場合その経費に対して補助金を交付します。

対象者 町内に住所を有し、農家基本台帳へ登録されている者で、施肥地域は金武町農業振興地域及び隣村の境界となる原までとする。

申請の提出 沖縄県農業協同組合金武支店等を通して申請書を町長に提出。

主要農作物植付け奨励補助

▶ 農林水産課 農政係 ☎968-2645
[有線]8-2645

沖縄県の基幹作物であるさとうきび及び本町の主要農作物の増強を促進し、農業振興を図るため生産農家又は農業団体が行う主要農作物植付事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者 町内に住所を有する個人又は団体。

対象農作物

補助対象作物	補助額
パイン	1アール当り 1,050円以内
さとうきび	1アール当り 525円以内
花卉	購入価格の50%以内とし 補助限度額300千円とする
種購入	予算の範囲内

申請方法 町長が指定する日までに申請書を提出。

農薬購入補助

▶ 農林水産課 農政係 ☎968-2645
[有線]8-2645

農作物及び家畜の成育を妨げる病原菌及び病害虫等の防除並びに除草に必要な薬剤及び農作物の発根、発育促進に必要な薬品を購入した者に対して購入価格の20%以内で補助を行います。

対象者 本町に住所を有する者。

申請方法 沖縄県農業協同組合金武支店等を通して申請書を町長に提出。



農地の利用権の設定等事業

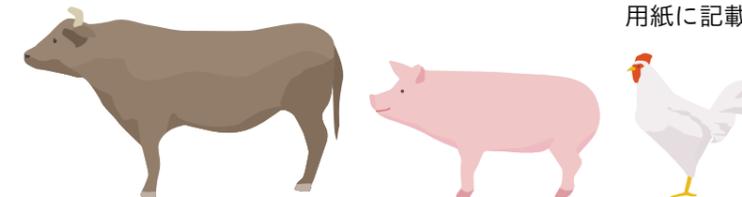
▶ 農林水産課 農政係 ☎968-2645
[有線]8-2645

農業経営基盤強化法に基づき農地を取得し経営規模の拡大を図ろうとする農家に対して、農用地をあっせんする業務を行っています。

● 町有地の貸付要件

金武町の農地の貸付要件は、基本的には沖縄県農業開発公社の貸付要件と庁議決定事項を遵守して下記の要件を設けています。

1. 農家台帳に登録されている農家であり、かつ耕作地が借入地を含め40アール・農業従事日数150日以上であること。
 2. 耕作地については自作地、小作地の全てについて遊休地がないこと。
 3. 納税義務を順守していること。
- ※屋嘉地区及び中川地区については地区財産管理会の貸付同意が必要になります。



お墓・埋葬関連

火葬場や霊園を使用する際は許可が必要です。使用を希望する方は速やかに手続きを行ってください。

火葬場

▶ 住民生活課 住民戸籍係 ☎968-3557
[有線]8-3557

火葬場を使用される方は、町長に申請書を提出し許可を受けなければなりません。使用の許可を受けられた方は、次の表により前納しなければなりません。

区分	使用料	
	町内	町外
大人(8歳以上)	10,000円	20,000円
小人(7歳以下)	6,000円	12,000円
死産児	4,000円	10,000円
遺骨(埋葬されたもの)及び肢体の一部	6,000円	12,000円

又、町民の営む葬儀の便益を図り、かつ町民の生活改善に寄与するため葬儀車を無料で貸付けております。原則として、町内とし、使用許可申請書を町長に提出し、町長の許可を受けなければなりません。



子牛生産奨励補助金交付

▶ 農林水産課 畜産水産係 ☎968-2645
[有線]8-2645

畜産の振興を図るため子牛を生産した者に対し、予算の範囲内で子牛生産奨励補助金を交付いたします。

対象者 町内に住所を有する方で生産された子牛を繁殖者が所有していること。

申請方法 補助を受けようとする方は、所定の申請用紙に記載し農林水産課へ提出する。

種畜購入補助金交付

▶ 農林水産課 畜産水産係 ☎968-2645
[有線]8-2645

町内の家畜の優良品種導入を図るため、種畜購入に要する経費について予算の範囲内で種畜購入奨励補助金を交付する。

対象者 町内に住所を有する方で畜産事業を営む者とする。

申請方法 補助を受けようとする者は、所定の申請用紙に記載し農林水産課へ提出する。

墓地霊園

▶ 住民生活課 生活環境係 ☎968-2460
[有線]8-2460

金武町墓地霊園については、宮城原霊園、伊芸シッチ霊園、屋嘉霊園の3カ所あり、いずれも使用許可申請書を町長に提出し、使用される方の審査(居住10年以上等)を行いそれぞれの永代使用料をもって許可しています。又、個人で墓を改築、新築する場合は、町長の許可が必要です。許可申請についてのお問い合わせについては生活環境係へお願いします。

名称	位置
宮城原霊園	金武宮城原6101
	金武宮城原6129
	金武田慶志原5883
伊芸シッチ霊園	伊芸シッチ原1672-3
屋嘉霊園	屋嘉伊地田原1474

※令和2年4月時点において、各霊園の区画は既に規定数に達しておりますので、新規の申請は受け付けておりません。



住みよい生活環境



住みよい生活環境

環境・衛生

▶ごみ・衛生について

ごみには、さまざまな種類があります。無料で出せるものから、自ら運搬しお金を払うものまでありますので、以下を確認し正しくごみを出しましょう。

ごみの正しい出し方

▶ 住民生活課 生活環境係 ☎968-2460
[有線]8-2460

ごみの分別は、もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみの3分別で、ごみは決められた日、決められた場所に出してください。

● 収集回収及び排出場所

ごみは「もやせるごみ(週2回)」、「もやせないごみ(週1回)」、「資源ごみ(月2回)」に分けてそれぞれの収集日の朝8時までに自宅の門前に出してください。粗大ごみは、直接金武町ごみ処理場に搬入してください。

● ごみの「分別」の具体例

もやせるごみ (週2回収集)	生ごみ	残飯、野菜くず、茶かす等の厨芥類は、必ず「水切り」
	ビニール・プラスチック類	ポリ袋、発泡スチロール、プラスチックトレイ等
	紙類	紙くず、布くず等
もやせないごみ (週1回収集)	ビン・ガラス類	飲料用ビン・化粧品のビン、ガラスコップ、割れたガラス類
	缶類	陶器類(茶碗・皿等)、金属類(鍋・やかん等)、アルミ缶、スチール缶、はさみ、剃刀等
資源ごみ (月2回収集)	ペットボトル	ペットボトル
	古紙類	新聞紙・チラシ、ダンボール、紙パック、その他紙類(本類・箱類)
	電池・照明類	電池、電球・蛍光灯
粗大ごみ	家具類	机、椅子、テーブル、食器棚、椅子等
	電化製品	ビデオ、扇風機、ステレオ等
	寝具類	ベッド、布団、畳、ござ等
	厨房設備	流し台、ガステーブル、米びつ等
	その他	自転車、ドラム缶



● 産業廃棄物処理場に自分で運搬し有料で捨てるごみ

- (1) タイヤ・バッテリー等の車の部品、オートバイ及び部品
- (2) 建築廃材、建具類・トタン・門扉等の家屋の一部
- (3) 水道のパイプ類・水タンク等の家屋に設備している物
- (4) 土・石、コンクリート、汚泥、ガスボンベ
- (5) 医療に伴う廃棄物
- (6) 事業者から出るごみ(産業廃棄物)
- (7) 分別していないごみ(混合ごみ) ※許可を受けた処分場で処理する

● 町が収集しないごみ

- (1) 店舗、会社、事業所等の事業活動に伴って生じたごみ(許可業者に処理させてください)
- (2) 引越、日曜大工等によって生じた一時大量ごみ(自ら焼却場に運ぶか、町が許可した業者に処理させてください)

● 焼却場(金武地区清掃センター)に搬入できない廃棄物

- (1) 事業活動により排出されるごみ
- (2) 焼却工場の機能に支障が生じると予想される物
- (3) 有毒性のある物
- (4) 危険性のある物
- (5) 引火性のある物
- (6) 著しく悪臭もしくは汚れを出すもの

● ごみの収集日

燃えるごみ	月曜日・金曜日	一区・二区・三区・四区
	火曜日・土曜日	浜田・新開地・中川区・伊芸区・屋嘉区
燃えないごみ	水曜日	一区・二区・三区・四区
	木曜日	浜田・新開地・中川区・伊芸区・屋嘉区
資源ごみ	第1・3土曜日	一区・二区・三区・四区
	第2・4土曜日	浜田・新開地・中川区・伊芸区・屋嘉区

● ごみ搬入時間

金武町ごみ処理場	粗大ごみ 草木	火・水・金・土・日	午前9時～12時 午後1時～5時
----------	------------	-----------	---------------------

※休業日/月・木曜日、1月1日～3日、台風時(暴風警報発令時)

放置自動車

▶ 住民生活課 生活環境係 ☎968-2460
[有線]8-2460

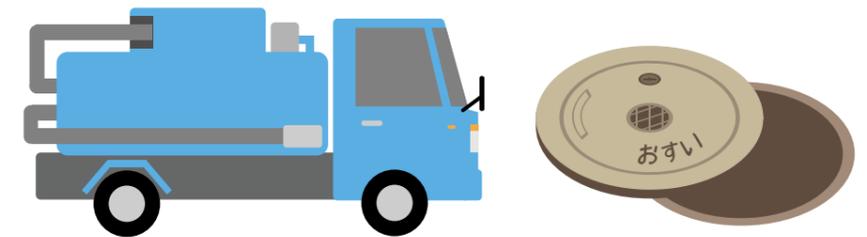
放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例が制定されております。この条例は、町の自然環境及び快適な生活環境の維持を図ることを目的とされています。放置自動車に関する問い合わせは住民生活課です。

浄化槽の維持管理

▶ 住民生活課 生活環境係 ☎968-2460
[有線]8-2460

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する施設ですから、浄化槽内の微生物が活動しやすい環境を保つために定期的に保守点検及び清掃を行う必要があります。

保守点検は県の浄化槽保守点検登録業者、清掃は町の浄化槽清掃許可業者に委託してください。



▶ 動物・その他公害について

ペットや野犬・ハブ等動物一般についての相談・捕獲等を行っています。

犬の登録・狂犬病予防注射

▶ 住民生活課 生活環境係 ☎968-2460
[有線]8-2460

生後91日以上の犬は、生涯1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射をしなければなりません。(犬の登録手数料3,000円・狂犬病予防注射済票交付手数料550円)

● 集合注射

町では、沖縄県獣医師会の協力の下、毎年5～6月に各区(金武区・並里区は合同)において、犬の登録と予防注射を行っています。詳しい日程等については、広報・有線放送・ホームページでお知らせします。都合により狂犬病予防注射を受けられなかった場合は、最寄りの開業医で注射を受けてください。(犬の登録手数料3,000円・狂犬病予防注射済票交付手数料550円・注射手数料2,850円)



し尿処理の汲み取り

▶ 住民生活課 生活環境係 ☎968-2460
[有線]8-2460

し尿の汲み取りは、浄化槽の清掃と同様、町の浄化槽清掃許可業者に委託してください。汲み取りを依頼したい日の概ね3日前(年末年始は7日前)までには連絡して申込みしてください。

きんメンテナンス(株)	098-968-8187
(有)丸玉メンテナンス	098-968-3288
(有)協進	098-964-6025
(有)宜野座ビル管理	098-968-2708
株不二建設工業	098-964-4025
日研メンテナンス(有)	098-968-5599
(有)宜野座電機工業	098-968-3222
(有)東昂衛生	098-966-1061
読谷浄化槽清掃社	098-958-4541

ハブ・野犬の捕獲

▶ 住民生活課 生活環境係 ☎968-2460
[有線]8-2460

野犬・スズメバチに関する相談、捕獲や駆除を行っています。又、捕獲器の貸出も行ってあります。

公害で困ったとき

▶ 住民生活課 生活環境係 ☎968-2460
[有線]8-2460

騒音、振動、悪臭等公害でお困りのときは、ご連絡ください。実情を調査して問題解決に努めます。



住みよい生活環境



住みよい生活環境

広報・公聴

町民の皆さまに町の情報をお知らせするために、さまざまな媒体を使い情報を発信しています。

▶ 広報・公聴

広報や有線放送等の他にも懇談会を設け、各種団体等からの要望を聞く機会をつくっています。

広報金武の発行

▶ 総務課 行政係 ☎968-2111
[有線]8-2111

町政の解説、施策や行事のお知らせ、催し物のご案内等を掲載した広報誌を毎月発行し、皆様のご家庭に配布しています。

町民便利帳の発行

▶ 企画課 企画係 ☎968-6262
[有線]8-6262

町民生活の中で、町役場に必要の届け出や手続きの方法、窓口業務から施設の案内等、暮らしの情報を掲載した町民便利帳を発行しています。

有線放送電話

▶ 総務課 行政係(有線放送センター) ☎968-2300
[有線]8-2300

町やその他の官公署、並びに公的団体等からの伝達放送を提供しています。その他災害や緊急時の臨時放送等も放送しています。

行政懇談会

▶ 企画課 企画係 ☎968-6262
[有線]8-6262

住民参加の町づくりを進めるために、各行政区や各種団体等の皆さまと町長、町役場の職員とが話し合う場です。さまざまな広報手段により、町民の皆さまに情報を提供します。

広報金武



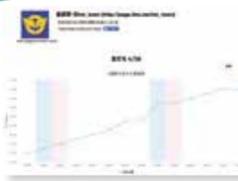
町の施策や子育て情報、イベント情報が盛りだくさんです。月に1回発行し、全世帯に配布しています。

金武町公式 Facebook



金武町より配信されるイベント情報や町の活動、不審者・犯罪情報、防災情報の一部、及び気象・地震情報等をFacebook(フェイスブック)に投稿します。

金武町公式 LINE @



LINE @ アプリで金武町公式アカウントを「友だちに追加」すると、町のイベント情報や各種行政サービスのご案内、災害時の緊急情報等をお知らせします。金武町からの投稿は「プッシュ通知」で配信され、リアルタイムで確認できます。

金武町ホームページ



各種手続きの方法や、施設案内、イベント情報が分かる金武町公式のホームページです。申請書のダウンロードもできます。パソコン版・スマートフォン版があります。

<https://www.town.kin.okinawa.jp/>



教育・文化・スポーツ

教育・援助

小中学生の学校の手続きや、支援等の対応をしています。

▶ 教育

小中学校の入学・転校等の手続きについて不明な点がございましたら、ご連絡ください。

小・中学校への入学

▶ 学校教育課 学校教育係 ☎968-2991
[有線]8-2991

毎年4月1日までに満6歳になるお子さんは、小学校に入学することになります。該当するお子さんの保護者に次の通知書が送付されます。

● 就学通知書

小・中学校に入学する前年の1月末に入学通知書を送ります。上記の通知書が届かない場合、又入学までに転居等がある場合は教育委員会へご連絡ください。



小・中学校の転校

▶ 学校教育課 学校教育係 ☎968-2991
[有線]8-2991

● 転入(町外から町内の学校へ転校の場合)

住民課で登録した後、前の学校が発行した「在学証明書」「教科書給与証明書」を持って教育委員会で手続きをしてください。町内の転居による転校も同様です。

● 転出(町外の学校へ転校する場合)

住民課で住民異動(転出)の手続きを取ると同時に、在学していた学校から「在学証明書」「教科書給与証明書」をもらって転入先の役場で住民登録した後教育委員会で手続きをしてください。

▶ 援助

町では児童が十分な教育を受けられるように援助を行っています。必要な方は、早めに手続きを行ってください。

幼稚園保育料の減免

▶ 学校教育課 学校教育係 ☎968-2991
[有線]8-2991

幼稚園に通園する園児の保護者の所得に応じて、保育料の一部を減免します。減免の対象になるのは生活保護世帯、町民税非課税世帯です。

就学援助費

▶ 学校教育課 学校教育係 ☎968-2991
[有線]8-2991

経済的な理由で学業を続けることが困難な児童生徒の保護者に学用品費、給食費、医療費等を援助します。詳しくは、児童生徒が通学している小・中学校か教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

育英会学資貸与

▶ 学校教育課 学校教育係 ☎968-2991
[有線]8-2991

金武町育英会では大学等へ入学する者、及び大学等に在籍する者を対象に育英資金の貸与を行います。

応募条件 ①金武町に本籍を有する者、又は在住する者
②学業成績が優秀である者
③心身共に健康である者
④経済的に学資の負担が困難と認められる者

貸与月額

	大学	短期大学	専門学校
県内	30,000	30,000	30,000
県外	35,000	35,000	35,000

提出書類 ①志願書 ②戸籍謄本
③世帯主及び家族の資産証明と所得証明書
④在学証明書又は合格通知書
⑤最終3カ年の成績証明書
⑥医師の身体検査書 ⑦その他(納税証明書)
提出先 金武町育英会事務局(教育委員会内)
受付期間 3月1日～3月末まで
償還方法 ①貸費生は就職後6カ月後その給与の10分の1を返還する。
②卒業後就職し得ない者は卒業1カ年後より毎月15,000円を返還する。

人材育成・交流

金武町ふるさと創生事業

▶ 企画課 企画係 ☎968-6262
[有線]8-6262

金武町ふるさと創生事業は、金武町民が自ら主体的に地域のあり方を考え多様な歴史、伝統文化、産業等特色を生かした個性的な「ふるさとづくり」を推進し、地域社会の活性化と人づくりを図ることを目的に、平成3年度から開始されました。

当事業は、参加する皆さまが自ら計画し実施するものです。申請された事業については、ふるさと創生事業運営委員会で審査決定し通知します。
なお、下表のとおり、対象事業、助成費、募集期間等を定めています。

❖ 対象事業、助成額

対象事業		助成割合
人材育成・交流事業	研修事業	人材育成に係る研修に関すること。(学校のプログラムで決められた短期研修で人材育成と認められるもの等も対象)
	交流事業	海外留学に関すること。(高校生・大学生等)
地域づくり事業	地域づくり事業	町内で行われるイベント等の地域活性化に関すること。
	地域の環境美化	地域の環境美化・景観保全に関すること。
	地域の特産品開発	地域の特産品の研究・開発等の産業振興に関すること。
	地域の保健・福祉	地域の福祉活動支援及び健康増進に関すること。
	地域の歴史・文化	地域の歴史や文化等の研究・継承・発展に関すること。
その他町長が認める事業		その他人材育成・交流事業、地域づくり事業に係る事業で町長が認める事業。

※旅費:宿泊費 交通費 航空運賃

❖ これまでにふるさと創生事業で実施した事業(一部抜粋)

個人・団体等	事業名等	助成額等
高校生・大学生	海外大学への留学等(アメリカ、イギリス、カナダ等)	月額3万円
中川区子ども育成会	北海道新冠町交流事業	旅費の75%以内
ウッカガー水まつり実行委員会	「ウッカガー水まつり」事業	事業費の75%以内

● 募集期間

募集については、随時行っております。



海外留学生たちの様子

生涯学習

発刊資料の紹介

▶ 金武町教育文化センター ☎968-5277
[有線]8-5277

教育文化センターでは、『金武町誌』『金武町史 第一巻 移民』『金武町史 第二巻 戦争』『金武町の井泉』を販売しています。また、『金武町の村落と聖地』『伊芸のスナヒチ』の無償配布を行っています。

▶ 金武町立図書館 ☎968-5004
[有線]8-5004

町立図書館では、金武町に伝わる民話や偉人を広く地域の皆様に知っていただくために、紙芝居や絵本の制作に取り組んでいます。これまでに刊行した書籍については、下の表をご覧ください。

❖ 金武町立図書館刊行物

書籍名	シリーズ名	内容	備考
屋嘉スグラー	絵本シリーズ①	村でも評判の“じんぶん”もちのスグラー。屋嘉区に伝わるお話です。	閲覧・貸出可
オランダ森とエーグ石	絵本シリーズ②	日本に開国を迫ったペリーが琉球を訪れたとき、編成された探検隊は金武にも立ち寄りました。そのときのお話で、並里区に伝わる民話です。	閲覧・貸出可
ジューの武士	絵本シリーズ③	むかし、むかし、琉球一の力持ちという金武ジューのところに、天願タラーと平安座ハッターラーが力勝負をしにやってきました。金武区に伝わる民話です。	閲覧・貸出可
大城のタンメーとキジムナー	絵本シリーズ④	キジムナーと仲良くなった大城のタンメー。しかし、自分勝手なキジムナーに振り回され、ユタや物知り相談しますが…。屋嘉区に伝わる民話です。	閲覧・貸出可
双頭のクチフラチャ	絵本シリーズ⑤	大きな災いをもたらす竜、クチフラチャ。村を守るため、若者2人がクチフラチャ退治に向かいます。並里、喜瀬武原に伝わるお話です。	閲覧・貸出可
天国と地獄のタンメーグラー	絵本シリーズ⑨	働き者だがケチでわがままなおじいさんが死ぬ間際、神様から告げられたことは、伊芸区に伝わるお話です。	閲覧・貸出可
当山 久三 沖縄から初めて移民を送りだした	絵本シリーズ⑥	金武小学校の建設や多くの困難を乗り越えハワイ移民を成功させました。移民の父・当山久三のお話です。	閲覧・貸出可
大城 孝蔵 フィリピン移民の父	絵本シリーズ⑦	金武区に生まれた大城孝蔵は、現地でフィリピン移民を支えました。その大城孝蔵氏の生涯を描いた絵本です。	閲覧・貸出可
松岡 政保 沖縄最後の任命行政主席	絵本シリーズ⑧	松岡主席は、琉球政府の最高責任者として沖縄返還のレールを敷き、新生沖縄県の基礎づくりを行いました。その松岡政保氏の生涯を描いた絵本です。	閲覧・貸出可
ムクーはどこに?	紙芝居	可愛がっていた馬(ムクー)を戦争中に逃がしてしまいましたが、嘉手納で飼われているらしいと知り、探し出すお話です。	閲覧・貸出可



金武町指定文化財

文化財は、歴史・文化の正しい理解に欠くことができず、将来の文化の向上発展の基礎となる大切な財産です。町では、以下の文化財を特に重要なものとして、条例で町指定文化財に指定しています。



観音寺



伊芸のがじまる



慶武田川(キンタガー)



茶川(サーガ)



観音寺のフクギ



フェーヌ シマ
南又島



ウッカガー(金武大川)



まがたま かんざし
勾玉・簪・古文書



ヨリブサノ御嶽



スクムイ
底森御嶽



屋嘉のウフカー(大井戸)



屋嘉の芸能衣装



トウムスズ御嶽

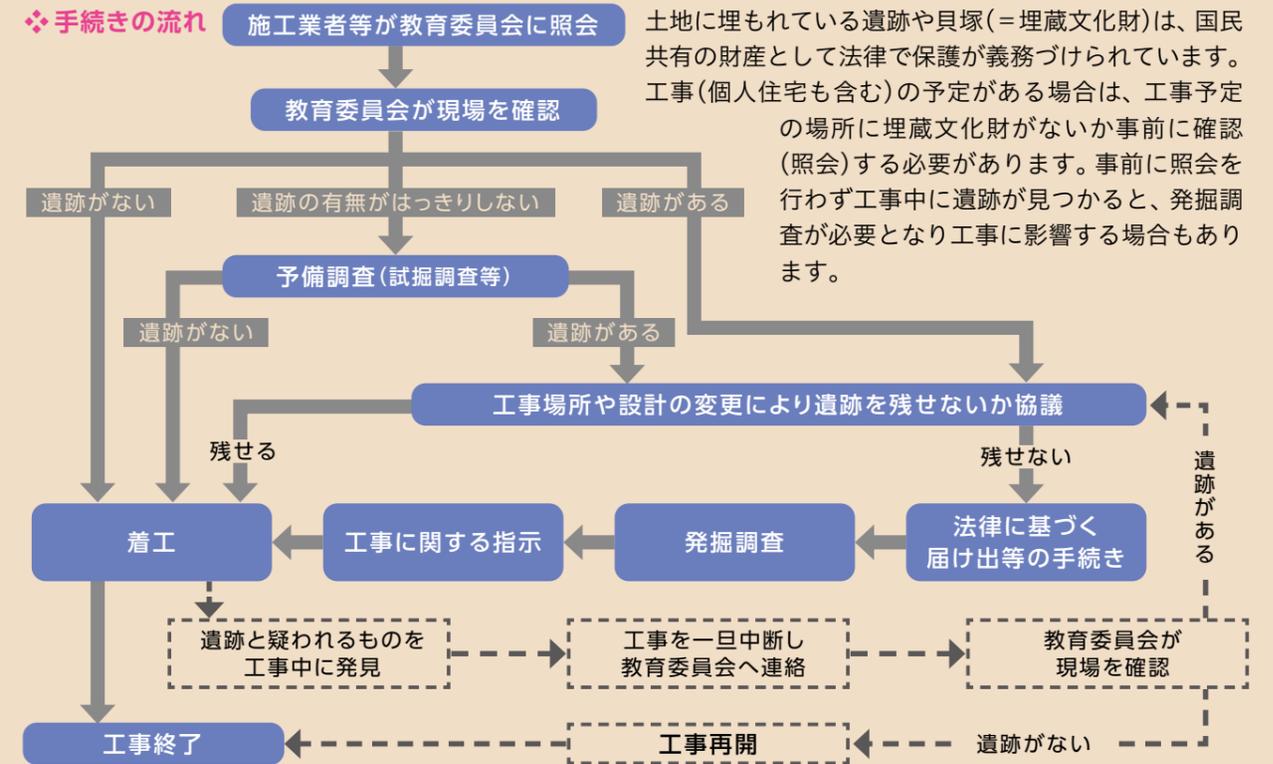


ナコオガーのイズミ
(名古川の泉)

工事を計画している場所に「遺跡」はありませんか？

埋蔵文化財の照会について

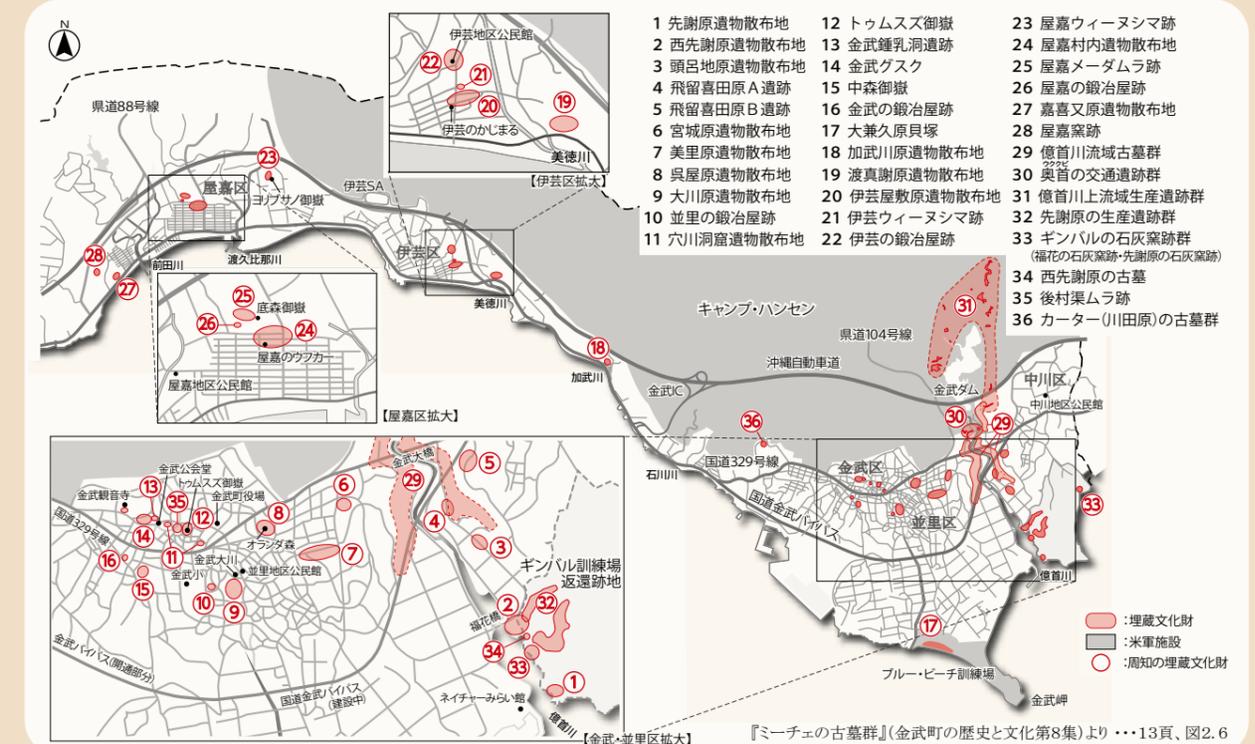
❖ 手続きの流れ



▶ 社会教育課 社会教育係 ☎968-8996 [有線]8-8996

土地に埋もれている遺跡や貝塚(=埋蔵文化財)は、国民共有の財産として法律で保護が義務づけられています。工事(個人住宅も含む)の予定がある場合は、工事予定の場所に埋蔵文化財がないか事前に確認(照会)する必要があります。事前に照会を行わず工事中に遺跡が見つかったら、発掘調査が必要となり工事に影響する場合があります。

❖ 金武町域内の埋蔵文化財分布図(遺跡地図) 平成31年3月末時点



社会教育施設

生涯学習・文化施設

金武町立図書館

▶ 社会教育課 図書館係 ☎968-5004
[有線]8-5004



金武町立図書館は赤ちゃんからお年寄りまで、町内に在住、通勤・通学している人なら誰でも利用できます。約120,000点の蔵書(一般書、郷土資料、児童書、CD、DVD等)と新聞や雑誌も備えており、インターネットも利用できます。又、研修室には視聴覚機器が設置されており、読書会や研修会等に利用することができます。町立図書館ホームページでは、図書館のイベントのお知らせ等を掲載しているほか、町立図書館にある資料(本、雑誌、CD、DVD等)を検索することができます。(図書館でパスワードを登録すると、資料の予約が可能です。)

貸し出し 初めて本を借りるときは、利用者カードの申し込みが必要となりますので、職員におたずねください。



図書
(本・雑誌・紙芝居等)

冊数：1人10冊以内
期間：2週間以内

視聴覚資料
(CD・DVD等)

点数：1人2点以内
期間：1週間以内

開館時間 火曜日～金曜日 10:00～19:00
土・日曜日 10:00～17:00

休館日 毎週月曜日(ただしその日が祝日にあたるときはその翌日も休館)、国民の祝日及び6月23日(慰霊の日)、資料整理日(毎月第3木曜日、ただしその日が祝日にあたるときはその翌日)、年末年始、特別整理期間(連続約3週間)

金武町中央公民館

▶ 社会教育課 中央公民館 ☎968-2992
[有線]8-2992



金武町立中央公民館は、町民の社会教育活動の拠点であり、「町民が学び、集う」憩いの場、親睦・交流の場としていつでも、だれでも、気軽に学び利用できる施設です。当公民館では、多目的に活用できる510名収容可能な大ホール、中ホール他の施設を備え、各種教室、講座を開設し、多くの町民をお待ちしています。現在、当館を利用して多くの各サークルが活動しています。

開館時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

休館日 日曜日、祝日及び慰霊の日、年末年始



体育施設

金武町立武道館

☎968-6990



金武町立武道館は畳1面、フローリング1面で、柔道・剣道・空手等だけでなく、レクリエーションにおいても利用できます。

開館時間 火曜日～土曜日 8:30～22:00
日・祝日 8:30～17:00

休館日 月曜日・12月29日～1月3日

金武町立体育館

☎968-6990
[有線]8-3203



体育館は、バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面の使用できる広さがあり、トレーニングルームも設置されています。その他いろいろなスポーツでの利用ができます。

開館時間 火曜日～土曜日 8:30～22:00
日・祝日 8:30～17:00

休館日 月曜日・12月29日～1月3日

金武町営プール

☎968-7771
[有線]8-7771



25mプール6レーン、幼児用プール、児童用プール、ワールプール、ウォータースライダー、身障者スロープ等が完備され、一年中泳げる温水プールで、幼児や高齢者まで幅広く利用できます。

開館時間 火曜日～土曜日 10:00～21:00
日・祝日 10:00～19:00

休館日 月曜日・12月29日～1月3日、
毎月第1火曜日

金武町陸上競技場

☎968-6990
[有線]8-6990



金武町陸上競技場は、平成24年度に全天候型陸上競技場にリニューアルし、3種公認を受け、さまざまな大会等で利用されています。又、芝面にはティフトン芝を採用しており、サッカー競技においても広く利用されています。

開館時間 火曜日～土曜日 8:30～22:00
日・祝日 8:30～17:00

休館日 月曜日・12月29日～1月3日

金武町営庭球場

☎968-7005
[有線]7-3007



庭球場はクレートコート3面を有し、ナイター利用もできます。

開館時間 火曜日～土曜日 8:30～22:00
日・祝日 8:30～17:00

休館日 月曜日・12月29日～1月3日

金武町ベースボールスタジアム

☎968-7005
[有線]7-3007



金武町ベースボールスタジアムは、両翼100m中堅122mの本球場やサブグラウンド、ナイター照明、屋外投球練習場を備えた本格的な野球場として利用できます。町内外の各種大会のほか、春季にはプロ野球等のキャンプも行われています。

開館時間 火曜日～土曜日 8:30～22:00
日・祝日 8:30～19:00

休館日 月曜日・12月29日～1月3日

金武町フットボールセンター

☎968-5855



金武町フットボールセンターは、天然芝と人工芝を備えたサッカー場で、天然芝はティフトン、人工芝はJFA公認の人工芝グラウンドとして公認されています。町内外の各種大会のほか、春季にはプロサッカーチーム等のキャンプも行われています。

開館時間 火曜日～土曜日 8:30～22:00
日・祝日 8:30～17:00

休館日 月曜日・12月29日～1月3日



議会・選挙

議会

町議会

▶ 議会事務局 ☎968-2292 [有線]8-2292

町議会は、町民から選ばれた16人の議員で構成され、町の意思を決定する機関です。

議会は町長が招集し、年4回(3・6・9・12月)の定例会のほか、必要に応じて臨時会が招集されます。本会議の内部審査調査機関として、総務財政・産業建設・教育民生の3つの常任委員会と議会運営に関する事項を審議する議会運営委員会が設置され、その他米軍基地問題対策調査特別委員会、議会広報調査特別委員会が設置されています。

町議会の傍聴

▶ 議会事務局 ☎968-2292 [有線]8-2292

どなたでも本会議を傍聴できます。当日、町役場4階で受け付けを済ませてから、傍聴席入口から入場してください。定員は一般席で30名です。静かに傍聴しましょう。又、各委員会も委員長の許可を受けたのち傍聴できます。

請願と陳情

▶ 議会事務局 ☎968-2292 [有線]8-2292

どなたでも町の行政に対する要望や意見を、請願書又は陳情書として議会へ提出することができます。請願書には議員の紹介が必要です。様式等は議会事務局へお問い合わせください。

会議録

▶ 議会事務局 ☎968-2292 [有線]8-2292

本議会の発言記録等を掲載した会議録を定例会、臨時会ごとに作成しています。議案の審議内容や一般質問等、詳しくお知りになりたい方はご利用ください。会議録は、議会事務局、町立図書館、各区公民館で閲覧できます。



選挙

選挙権

▶ 選挙管理委員会(総務課) ☎968-2111 [有線]8-2111

日本国民は誰でも、年齢満18歳以上になると国会議員の選挙権があります。ただし、県知事や市町村長、県・市町村議会議員の選挙は、年齢が満18歳以上であることに加え、その県や市町村に3カ月以上住んでいることが必要です。

被選挙権

▶ 選挙管理委員会(総務課) ☎968-2111 [有線]8-2111

選挙によって選ばれる国会議員や知事、市町村長、県議会議員、市町村議会議員に立候補する資格のことです。被選挙権は、日本国民で次の要件を満たしていることが必要です。

- ・ 参議院議員・知事: 年齢満30歳以上。
- ・ 衆議院議員・町長: 年齢満25歳以上。
- ・ 県議会議員・町議会議員: 年齢満25年以上で、かつ当該選挙の選挙権のあること。

選挙人名簿の登録

▶ 選挙管理委員会(総務課) ☎968-2111 [有線]8-2111

選挙人名簿には、住民基本台帳に記録されている方のうち登録資格のある方が登録されます。これに登録されない、たとえ選挙権があっても選挙の際に投票できません。

● 定時登録

毎年3・6・9・12月の1日現在により、登録資格のある方(金武町に3カ月以上住所を有する人)を住民基本台帳の記録に基づいて、選挙人名簿に登録します。住所移転のときに、転入届け等の提出が遅れると選挙人名簿に登録されてなくて、投票できない場合がありますので、届け出は早めに行うようにしてください。

● 選挙時登録

選挙の公(告)示直前に登録資格のある方を登録(選挙の基準日現在で金武町に3カ月以上住所を有し年齢満18歳以上の者)

● 補正登録

定時登録及び選挙時登録において、登録資格のある方が登録されていないことを知った場合に登録。
※登録されると、死亡又は転出(転出した日から4カ月間は抹消されません。)しない限り、永久選挙人名簿に登録されています。

選挙人名簿の閲覧

▶ 選挙管理委員会(総務課) ☎968-2111 [有線]8-2111

選挙人は、以下に該当する場合には、選挙人名簿を閲覧することができます。

- ① 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認するため。
- ② 公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動。選挙運動を行うため。
- ③ 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するため。

閲覧期間 選挙の公(告)示の日から選挙の期日後5日に当たる日までの期間を除き、午前8時30分から午後5時まで(土曜・日曜・祝日を除く役場の勤務時間内)閲覧できます。

期日前投票と郵便投票(不在者投票)

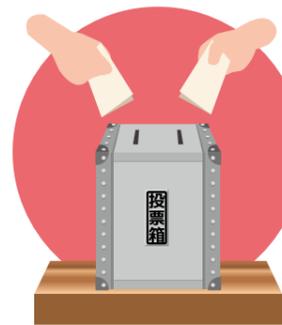
▶ 選挙管理委員会(総務課) ☎968-2111 [有線]8-2111

● 期日前投票

選挙人が投票日に仕事や法事等に従事する場合や他市町村への外出で投票所にいけないと見込まれる場合や、疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行困難等の理由で投票所での投票が難しい場合に、公(告)示の日の翌日から投票日の前日まで投票を行うことができます。時間は午前8時30分から午後8時です。

● 不在者投票

- ① 仕事等で公(告)示日前に他府県に行っている場合には、選挙人が金武町の選挙管理委員会に投票用紙の請求(所定の様式)をすることによって、仕事先等の所在市町村選挙管理委員会での投票もできます。
- ② 指定病院等(県選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム・施設等)に入院中の者は、その病院等の不在者投票管理者である病院長又は施設長等の管理者に申請することによって、その病院・施設等で不在者投票することができます。



● 郵便投票

身体障害手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が公職選挙法施行令第59条の2に該当する方は、自宅で自ら投票用紙に記載し、郵送による方法で不在者投票することができます。ただし、郵便投票による方法は事前に選挙管理委員会への申請が必要です。

代理投票と点字投票

▶ 選挙管理委員会(総務課) ☎968-2111 [有線]8-2111

● 代理投票

身体の障がい等で字を書くことに不便を感じる方に代わって、投票所で選挙人の申し出た候補者の氏名等を、補助者が代理記載する制度です。

● 点字投票

目の不自由な方は、投票所で点字投票の申し出をすれば、点字投票の印を押した投票用紙を交付いたします。用意された点字器で投票できます。

在外選挙

▶ 選挙管理委員会(総務課) ☎968-2111 [有線]8-2111

● 在外選挙人名簿の登録

年齢満18歳以上の日本国民で、国外におけるその者の住所を管轄する領事館等の区域に引き続き3カ月以上住所を有する者は、その領事館等に申請することによって、在外選挙人名簿に登録することができます。

● 在外投票

在外選挙人名簿に登録されたものは、衆議院議員及び衆議院議員の比例代表選出議員選挙について、所在領事館等において投票することができます。

検察審査会と検察審査委員の選定

▶ 選挙管理委員会(総務課) ☎968-2111 [有線]8-2111

● 検察審査会

選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般国民を代表して、検察官が被疑者(犯人と目される者)を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)の良し悪しを審査するのを主な仕事とします。犯罪の被害者(被害者が死亡した場合はその親族等)や犯罪を告訴・告発した人が、検察官の不起訴処分に不服がある場合に検察審査会に申し立てをすることができます。

● 検察審査員の選定

那覇検察審査会の管轄の市町村(宮古・八重山をのぞく44市町村)の選挙管理委員会が、選挙人名簿に基づいて、くじで検察審査員の予定者(全体で800名)を選び「資格調査」を行ない、資格を有する者からさらに、くじで候補者(400名)を選び、候補者名簿を作成して那覇検察審査会事務局へ送付されます。那覇検察審査会事務局では、市町村選挙管理委員会から送付された候補者名簿を100名ずつの4郡に調整され、年4回にわたり裁判官・検察官及び吏員の立ち会いのもとに検察審査員及び補充員が、くじで選定されます。



金武町歌

作詞・下門龍栄 作曲・城間繁 編曲・寺岡真三

一、綿津見に 若太陽昇り
 金武湾に 浮かぶ島々
 七日浜金武の岬や
 悠久の 大地肥沃に
 賑わいて 軒並び建つ
 ここぞわが 魂育てし
 金武の町

二、五大洲 我らが家ぞ
 いざ行かん 雄飛の森は
 先覚の 偉業を讃う
 我らまた 心雄しく
 振興の 息吹新たに
 躍進の 歴史を刻む
 自治の町

三、大川の 流れ豊かに
 幾世経て 汲めども尽きず
 地の恵み 豊穰に稔り
 生業の 活力地に満つ
 ああわれら 心一つに
 明日の日の 希望に燃ゆる
 金武の町



 **金武町**
 令和2年3月31日発行
 金武町ガイドブック
2020年版 町民便利帳

発行:金武町役場
 〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地 TEL.098-968-2111
 編集:金武町役場 企画課
 印刷:丸正印刷株式会社
 〒903-0211 沖縄県西原町小那覇1215番地 TEL.098-835-8181